

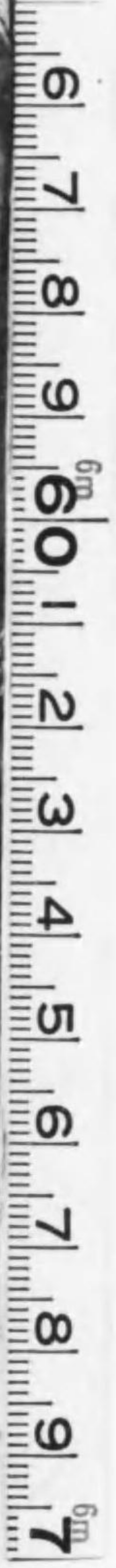


特261  
20

西目村の話

後編(下)

木孝一郎



始



午幸261  
20



西日村耕地整理記念碑



池溜地谷長



池溜澤ノ西



(舊) 揚 大



(新) 揚 大



(廢荒の田猿小年三正大 四其) 業 林



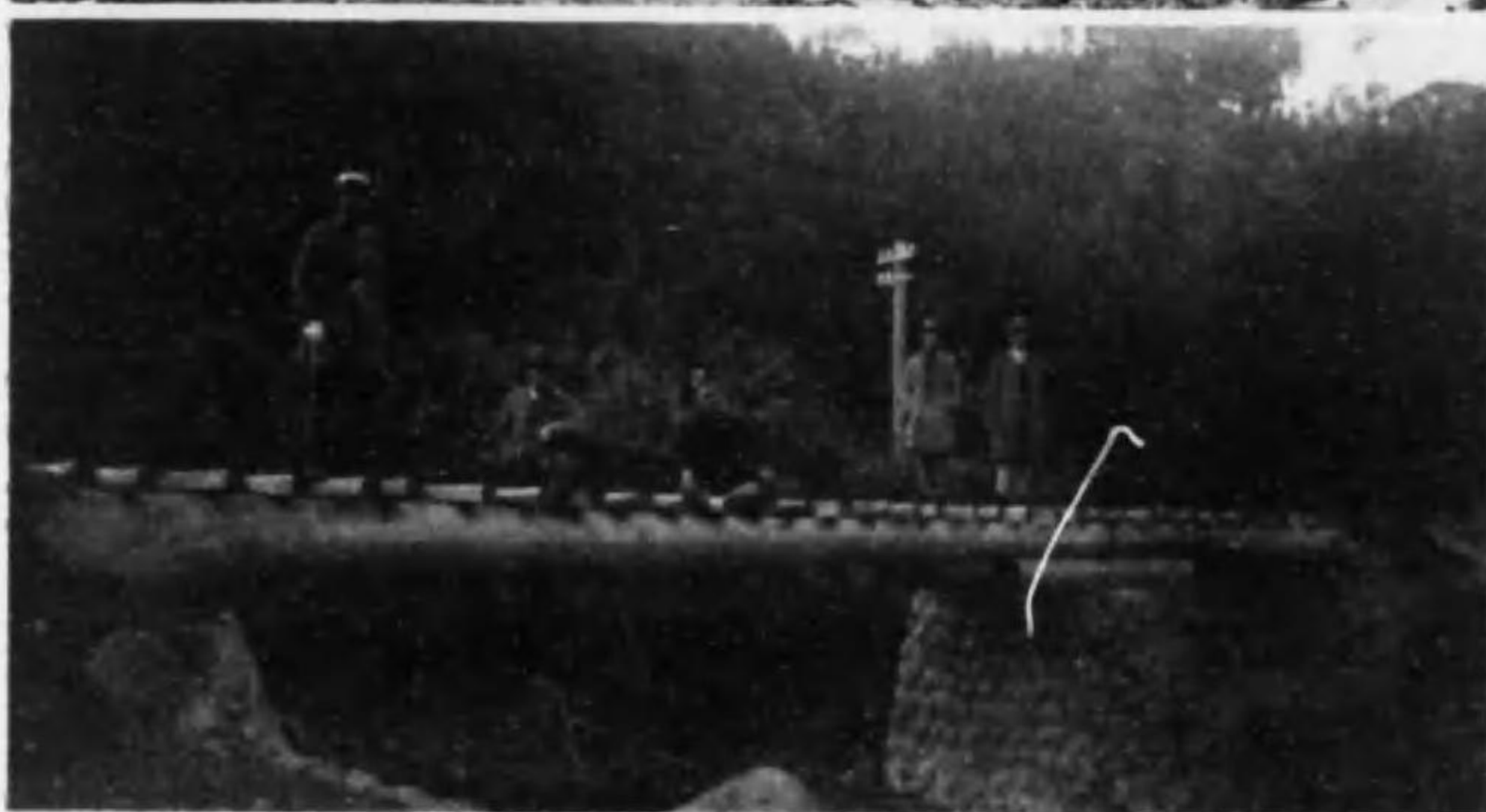
(相林の在現上同) 業 林



林 業 (其一、荒田事務所)



林 業 (其二、學林)



林 業 (其三、森林軌道第一區第三橋梁工事中)

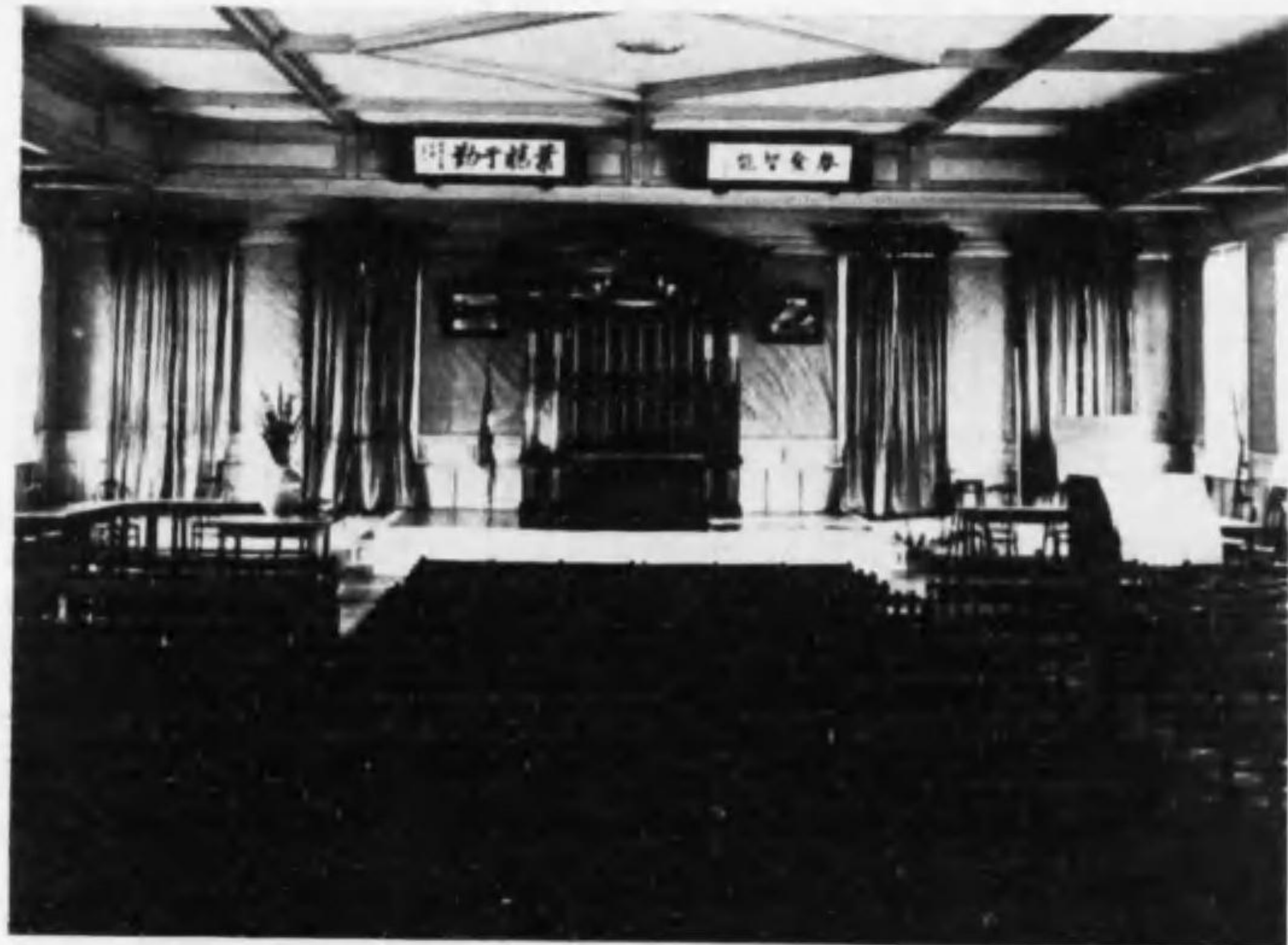
上高屋街道の一部  
沼田街道の一部



(廢荒の林安保年三正大 五其) 業林



(狀現の復回後業施年七和昭上同) 業林



西目小學校講堂



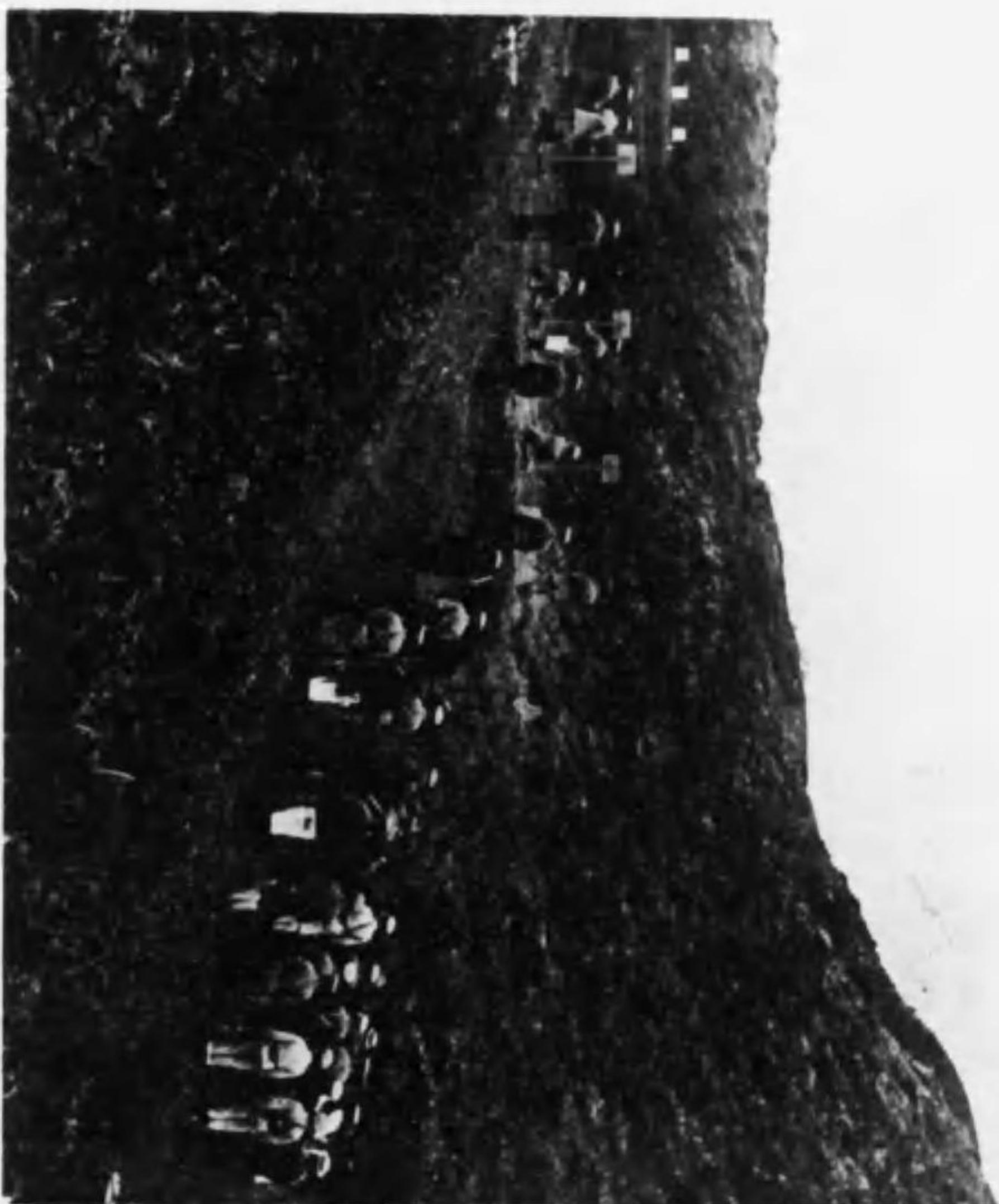
西目小學校(現校舎)全景



同上實習地の一部(學級園)



同上(金山ニ在リ舊校舎)



在都軍分會實彈射擊會



西村從軍紀念碑



海士刺女子清助組

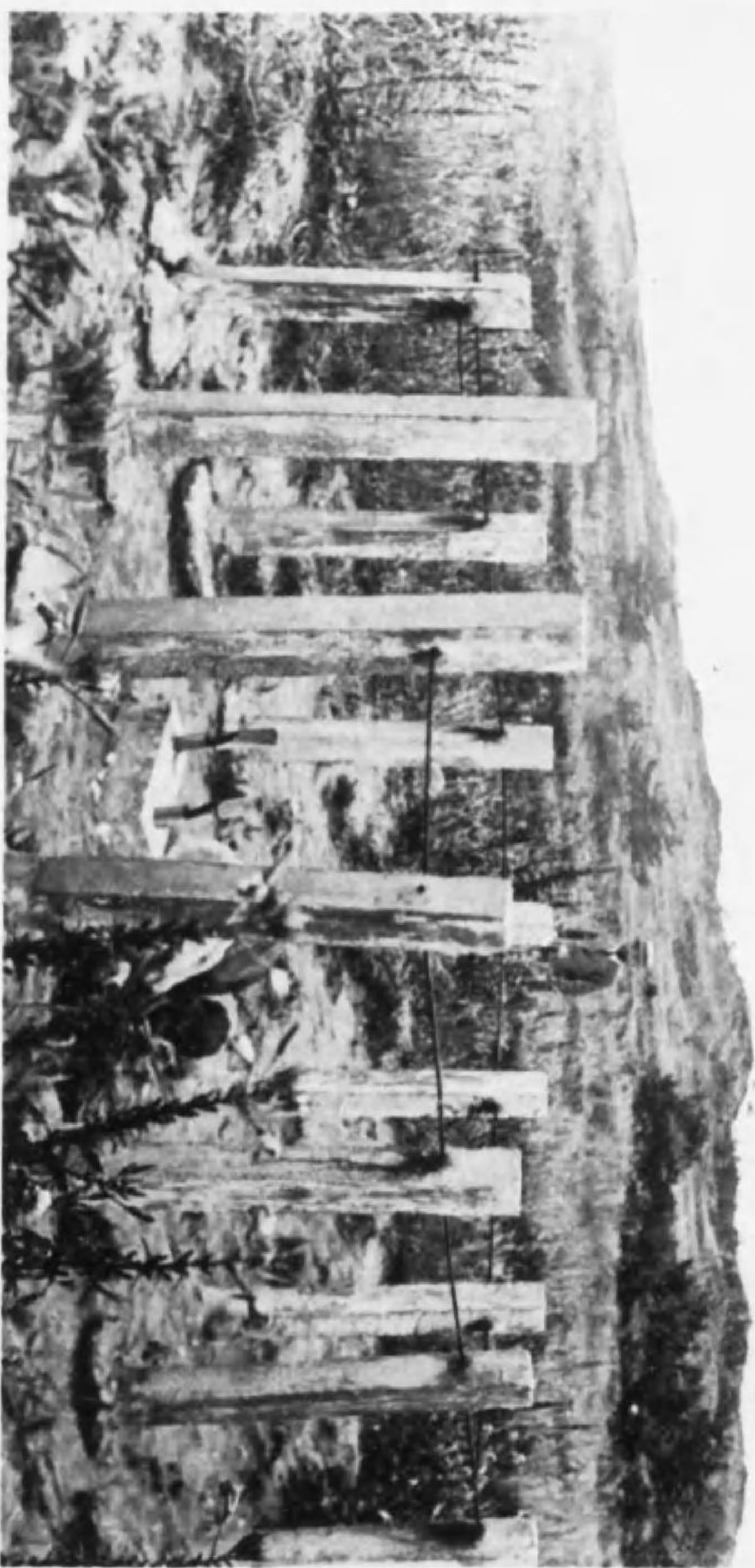


# 西目村の話後篇(下)

## 目次



農業	..... ( 2 )
業	..... ( 12 )
業	..... ( 14 )
産	..... ( 14 )
木	..... ( 10 )
土	..... ( 10 )
教育	..... ( 14 )
小學校	..... ( 14 )
西目農業補習學校	..... ( 14 )



趾の崖体御人上知現

農業と漁業

# 西目村の話 後篇 (下)

佐々木孝一郎述

## 産業

本村の産業は、農業と漁業とが主でありまして他は殆んど言ふに足りないのであります。就中農業は生産額からいっても戸数からいっても大部分を占めて居るのであります。而してその農業は稲作の単一農業でありますから、稲作の豊凶、米價の高低は、直ちに一村の生活を支配し、經濟の基準となつて居るのであつて、ただ原始産業の域を脱しないのであります。而して之を改善する

## 結論

西目青年訓練所	.....	(10)
社會教育	.....	(11)
兵事	.....	(12)
衛生	.....	(104)
前篇補遺	.....	(110)
編後	.....	(118)

爲めに最近大いに努力を致して居るのであります。それは順を逐うて述べることに致しまして、先づ産業状態を概観することに致しませう。

第一 職業別の種類であります。

(昭和七年四月一日現住戸数六四五戸)

- 一、農 業 三九八戸
    - 内自 作 八三戸
    - 自作兼小作 二五五戸
    - 小 作 六〇戸
  - 二、漁 業 一三五戸
  - 三、工 業 二一戸
  - 四、商 業 一六戸
  - 五、自 由 業 (官公吏教員ヲ含ム) 三四戸
  - 六、其 他 四一戸
- 以上の通りで、農業は全體の約六割を占めて居り、工業は大部分

農業若くは漁業を兼ねたものであります。第二は生産額であります。昭和六年の總額は二十萬二千九圓でありまして、其内譯は

- 一、農 産 物 一二六、五〇三圓
  - 米 一三、九〇二圓
  - 畑 作 七、二五四圓
  - 林 産 二、九六三圓
  - 畜 産 一、〇一〇圓
  - 養 蠶 九六三圓
  - 養 鶏 八、五三五圓
- 二、工 産 (副業品を含む) 六、八二一圓
- 三、水 産 物 三四、〇五八圓
  - 沿海漁獲物
  - 出稼漁獲物

で、詳しくは「經濟」の項に掲げてあります。

猶産業の盛衰並に、二十年前との對照を別表に掲げます。

産業ノ盛衰

種別	農産物	副業	水産
進歩シタル種類	米 甘藷 果樹 園藝農産物	養蠶 木炭 茸類	養殖
退歩シタル種類	大豆 小麦 大根 穀類	倭装 蘭産 産駒 積産	沿海漁業 出稼漁業

農産物及變遷

種別	昭和六年		大正元年	
	數量	價額	數量	價額
大豆	一六〇石	二、〇八〇円	一八四石	一、二八八円
小豆	二二三	三四五	三	三〇
粟	一	一二	一八	一七一
ソバ	七	三五	五〇	六〇〇
甘藷	一九、二五〇貫	二、五〇二	三、三〇〇貫	三九六
馬鈴薯	四、一四〇貫	六二一	九、〇〇〇貫	四五〇
麥	二五石	一一二	三〇二石	一四五
梅	六	四八	二九	二〇一
桃	六六	三三	二八八	二二〇
柿	一五〇	一五	一、四七二	二〇一
アト	四四〇貫	一七六		
碗豆	八石	一〇四	一八	一八〇
キウリ	三、三六〇貫	三三五	一〇、五〇〇貫	二、一〇〇
シロウリ	一八〇	一二		

五

種別	年度	
	昭和六年	大正七年
魚油	七、二二〇	九、二〇〇
鱈	一四、七〇〇	一、八四〇
鱈身	七、九二〇	一、八四〇
鱈身缺	二四〇	九二
鱈鱗	一、四〇〇	九二
鱈鮭	一七、〇〇〇	四六〇
鱈鮭鮭	一三、〇〇〇	五九八
鱈鮭鮭鮭	五、八〇〇	四、一四〇
鱈鮭鮭鮭鮭	四六四	四、一四〇
鱈鮭鮭鮭鮭鮭	一〇、六八〇	三、六八〇
鱈鮭鮭鮭鮭鮭鮭	一六、一七〇	六四四
鱈鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭	一、五八四	六四四
鱈鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭	七〇〇	六九
鱈鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭	二、二一〇	二三〇
鱈鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭	二、二一〇	二三〇
鱈鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭	二、二一〇	二三〇
鱈鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭鮭	四六四	四一四

出稼漁業水産製造物

種別	年度
芋	五、六〇〇
菜	八〇〇
菜種	一八
芋麻	四〇八
芋麻	六四
芋麻	一七六
芋麻	八八
芋麻	三二〇
芋麻	二四〇
芋麻	三五〇

種別	年度
南	六九〇
西	二、〇〇〇
瓜	三六〇
瓜	二、〇〇〇
瓜	五五
瓜	二四〇
瓜	六一
瓜	三、九〇〇
瓜	一八
瓜	三、三九〇
瓜	一〇五、〇〇〇
瓜	四、二〇〇
瓜	六〇〇
瓜	五、八八〇
瓜	六〇〇
瓜	五、〇〇〇
瓜	五、〇〇〇
瓜	五、一〇〇
瓜	三八
瓜	二三五
瓜	三
瓜	二七
瓜	二一六
瓜	一、七五〇
瓜	六四
瓜	三〇〇
瓜	二〇〇
瓜	三、一五
瓜	八四
瓜	六〇
瓜	三七〇
瓜	六〇
瓜	四〇〇
瓜	二五五
瓜	六四六
瓜	三四五
瓜	二二
瓜	二一六
瓜	三七

種別年度	昭和六年		大正元年		漁法
	數量	價額	數量	價額	
イワシ	一、六〇〇	三三〇	二〇〇	四〇	流網、地曳網
カツヲ	三〇	一五			
カツバ	七〇〇	二八〇			延縄
サハラ	二、一〇〇	五三〇	七〇〇	一四〇	延縄、刺網
タラ	三、九〇〇	五八五	五〇	二〇	延縄、刺網
フカ(サメ)	一五	三〇	一〇〇	六四	手繰網
タヒ	二〇	二〇	四、五〇〇	一、八〇〇	手繰網
カレイ、ヒラメ	二、五二〇	二、二六八	一〇〇〇	六〇〇	建網
サケ	八一	二〇二	二〇〇	一一〇	建網
マハタ	二一、六六〇	二、一六六			手繰網
其他魚類	二二、二一〇	一、三〇八	一七五	九六	
貝類	二〇〇	一一〇			
海藻類	一〇〇	七〇	五〇〇	二五	

備考、一、大羽鰯流網ハ大正元年ヨリ始マル  
二、大正三年鮎大謀網ヲ始メタルモ二、三年ニシテ鮎過遊ナキタメ廢止  
三、鮎延網ハ大正六年ヨリ始マル

農業

次に先づ農業に關する事柄から述べやうと思ひます。

稲作改良に就いて最も効果を擧げたものは(一)乾田馬耕(二)

耕地整理(三)灌漑設備(四)排水(五)生産米検査等で、耕種技術の

進歩向上には村農會の施設も亦大に力があつたのであります。

乾田馬耕  
の由来

現在の西目村の耕作の方法を見ては、若い人々はこれを昔から

の方法だと思ふかも知れませんが、茲四五十年前までは、今も本郡

の山間部で見るとやうな水田で、泥田の中で頭から泥を被つて耕作

をして居つたものであります。其時代には勿論馬で田を打つな

どといふことは少しも知りもせず考へても居りませんでした。

現在の耕種法は暖國式の耕種法であり、系統的にいへば九州の福

岡式の耕作法でありますが、それがどういふ譯で現在のやうになつたかといふことを次にお話申し上げます。  
明治二十四年酒田の本間家で筑前の國早良郡の老農伊佐治八郎といふ人を農業教師に聘して遊佐村の千代田といふ所に模範田を設け初めて乾田馬耕を奨励しました。その成績が非常に良かつたのであります。その伊佐といふ人の弟子の早藤富藏、齋藤源之助、その他の人々が澤山本郡に入り込んで此方法を傳へたものであります。早藤富藏は、鴻端の今の停車場前の處を開墾したことがあります。齋藤源之助は、平澤の齋藤宇一郎の指導教師であります。この人達の弟子が渡邊角治、佐々木文治、三浦與三郎、森井善次郎、佐々木春吉、三浦彦助等、率先して馬耕の傳習をうけ、三十二年頃からは盛んに馬耕をやつたのであります。  
一方明治二十六年には、郡立農事試験場が設置せられ、高山左吉

郎が指導教師として乾田を奨励せられました。が、水利の便に乏しき本村は、禍が反つて福となつて急速に乾田となり、明治三十八年乾田實施規則發布當時に於ては、山間に介在せる九町歩を除くの外全部乾田となつたのであります。  
尤もこの以前に、井岡部落の住吉佐平なるものが、巡禮六部に就いて越中附近の耕種法を學び、川袋の自己所有の田地に對して、地下水を排し、再耕を終へて後、ち灌漑し、代掻きを爲して挿秧し、之を試みたる所、成績大いに良好で、明治十六年頃から漸次人目を引くやうになり、従つてこれが指導を受くるものも出來、水田に對して之を堅田と稱し、不完全ながら乾田の耕作法を行つて來たといふこととあります。が、今現に行はれて居りますのは、前に述べました通り、全く福岡式乾田馬耕であつて、これを吾が西目村では、郡内否な縣内に於いても最も卒先してやつたものであります。

次ぎは耕地整理であります。

日露戦役後、戦争に依つて受けたる経済的打撃を打開する爲めに、國家は大に産業を奨励し、本縣に於ても戦後産業奨励委員といふものを設けて各般の産業に奨励を加へたものであります。その際に本村に於ても亦色々の計畫を樹てたのであります。耕地整理も亦その一でありまして、これは農事改良上に非常の効果を挙げたものであります。その詳細は耕地整理沿革誌が出来て居りますから、茲には之を省略いたしまして、左に記念碑の碑文丈けを掲げます。これに依つてもその梗概を知ることが出来ると思ひます。

猶、海士剝の佐々木佐吉は、個人で明治四十五年頃、宇後澤一町六畝十一歩の耕地整理に着手し、(設計者秋田縣農業技手吉川清助)工事費六百拾圓參拾錢を費し、一ヶ年で工事を完成いたしました。

### 記念碑々文

#### 一、表面篆額「原編雜叙」

西日村子吉村聯合耕地整理記念碑

近來我國諸般の興業と共に農事革新の事業亦奮然として起るに際し、本村其の趨勢に伴て有司之を勸奨して耕地整理事業を發起するに至れり、乃ち縣廳より技師を派して實査し、明治四十年九月十三日其設計書を交付せられ、其の十一月五日農商務大臣より發起認可を受け、同二十三日總會を開き、委員十七名を選びて工を起し、縣吏之を監督し、拮据勵精三年にして工事略成るを見る。四十三年十月八日耕地整理法の改正に因り組織を變更して組合制となす。大正五年四月一日組合長死去せるを以て、同年五月十一日役員の改選を行ひ、現組合長就任し、新に優秀の事務員を任用して、銳意努力し、竟に完成を告ぐるに至れり。十一年四月十一日換地處分に就き總會を開き、原案を可決し、六月三十日知事の認可を得たり。其他村界字界の變更、字名改稱、地價配賦、國有地無償交付及民有地を國有地に編入の認可等皆豫期の如く進行し、十二年一月十七日換地の登記完了せり。抑も本組合は組合員四百八人、整理前の民有地總面積四百一十一町二反八畝四步、其の利用面積三百



七十七町二反九畝十七步地價金九萬七千八百三十四圓五十九錢其大部分は西目村に屬し子吉村に屬するもの十六町步餘に過ぎず國有地二十八町二反六畝十三步なりしに整理後に於ては民有地總面積四百二十五町七反四畝十九步其利用面積四百八町九反二畝七步地價金九萬七千七百七十五圓七十一錢國有地七十町一反五畝十六步となる乃ち整理の結果三十一町六反二畝二十步の増歩地を生し組合員所有の土地に對し西目村分に於て八分一厘子吉村に於て一割一分三厘を配當し國有地の編入増加は四十一町八反九畝三步なり因りて地價金七千五百四十四圓八十八錢を減少し大に負擔の軽減を見るに至れり蓋し本事業創始以來年を閱すること十有六資を投すること五萬五千圓而して其效果としては田區の整齊灌漑排水の利交通運搬の便を進め作業能率を高め收穫を益せし等凡そ全村の景福を増進せしこと勝けて計ふべからず洵に本村農事改良上の一大革新と謂ふべきなり依りて碑を建て其の概要を勒し以て後昆に傳ふると云ふ。

大正十二年五月三十日

前農商務大臣正四位勳一等 河野廣中 篆額

秋田縣農會副會長從七位勳三等 齋藤宇一郎 撰

思用齋 山岸 輯 光書

二、裏面

西目村子吉村聯合耕地整理組合役員之氏名

組合長	佐々木孝一郎	前組合長	故三浦和三郎	事務員	佐藤小之助
組合副長	三浦久米次郎	前組合副長	故岡田勝多郎		
評議員	鷹島作太郎	前評議員	故鷹島信吉		
	渡邊三造		故岡田金三		
	鷹島正吉		故今野甚之丞		
	岡田久益		故齋藤源治		
	岡田淺吉		故佐々木市五郎		
	牧野茂七		故佐々木末治		
	齋藤三次郎		故佐々木文治	元事務員	吉敷正次
	齋藤作四郎		故佐々木國松		齋藤太七
	齋藤良喜知		故清橋竹太郎		佐々木文治
	佐々木久米吉		故清橋久吉		高橋倉治
	佐々木勘之丈		三浦儀作		小林彌平
	佐々木與五郎				三浦雅善
	清橋喜右衛門	耕地整理發起當時村吏員			
	木内金作	村長	今村基一		
	三浦三右衛門	助役	三浦和三郎		
	鈴木常三郎	役	湯保貞次郎		
	鈴木喜市	收入役			

西目村子吉村聯合耕地整理組合  
 各般ノ施設經營宜シキヲ得組合員克ク協調相率キテ耕地改良水源涵養等ノ大  
 業ヲ完成シ地方産業ノ爲貢獻シタル功績顯著ナリ仍テ置時計壹個ヲ授與シ茲  
 ニ之ヲ表彰ス

昭和四年二月十一日

秋田縣知事正五位勳一等 巖

沼

巖

溜池と大

それから米作收穫の増進に著しき効果を挙げたものは灌漑設  
 備の改善であります。耕地整理は出来て田地の區劃は整齊され、  
 道水路が縦横に通じたけれども、元來灌漑用水が不足の爲めに、毎  
 年田植後水引きの爲めに幾十日も野天に起臥して水番を爲し、蚊  
 に喰はれ蚤に螫され小便の色まで變るといはれる程難儀するの  
 みならず、連日連夜の疲労の爲め神經が亢奮して居るから、些の事  
 でも水喧嘩となり、暴力沙汰を惹き起すなどといふ事は珍らしく  
 なかつたのであります。そこで灌漑設備の改善には非常に意を

長谷地溜池

注いだのでありまして、まづ大堰川袋堰の大幹線には水路の高低  
 を均らし、堤防を修繕し、分水及び水門を設け、大堰の如きは取入口  
 に完全なる工事を施し、水視係を設くる等の施設を爲し、最も難儀  
 だと言はれた新堰は、今年三千圓を以て水路の修繕工事を、行ひ、諸  
 所に永久的工事を施し、最も完全な水路としたのであります。尚  
 ほ實際に於て水の不足なことを認めまして、溜池の新築改築等を  
 なしたのであります。その最も大なるものは長谷地の溜池であ  
 ります。位置は院内村馬場字冬師山一番及び長谷地で、これは國  
 有地を無償で借りたのであります。面積は約十五町歩、工事費は  
 三萬四千七百圓で、大正十二年から着手して昭和元年に竣工した  
 のであります。その水量は約六萬立坪と言はれ、八十日間の灌漑  
 を爲し得る施設であります。この溜池を築くに就いては、随分色  
 色な面倒な問題が起つたのであります。未だこれを發表する時

期でありませぬ。只最も此事に盡力せられた齋藤宇一郎代議士の書簡の一節を左に掲げますから、以てその全豹を推して頂きたいと思ひます。次ぎは東溜池の工事であります。東溜池は初め鬼ヶ澤に築いたのでありますが、三四回破壊いたしましたして、その見込が立ちません爲めに、大正十五年(昭和元年)に齋藤太七の發意により、耕地整理組合評議員全部打揃うて實地調査をなし、西目村の地積であります。子吉村の所有地であります。柳澤一番ヨリコ井戸附近が適地であると認めまして、子吉村と交渉をなし、柏木澤の村有地五町八反歩を子吉村にやり、子吉村から溜池敷地五町歩と交換して、昭和二年から昭和三年迄二ケ年で一號と二號の二つの溜池を築いたのであります。水面積は四町歩で、工事費は一萬七千四百圓を要したのであります。

次ぎは西の澤の溜池であります。昨昭和六年に失業救済資金

七千圓を借りまして、新設に着手いたしました。未だ工事は完了いたしません。此の水面積が約一町二反歩で、水量は八千六百三十立坪、灌漑面積は約二十五町歩の補給水の目的であります。其外に之れが完成しますると、約二町歩の畑地を水田とすることが出来る見込みであります。その他碁石、釜ヶ澤、新林の溜池等の修繕及び源太郎幅溜池の新築等を爲したのであります。尙ほ本村としてはこれ以外に沼田前に約三十町歩、子吉村の地内であり、すが、全部西目の所有地であります。龍ヶ森約十五町歩の旱魃の害を受ける所がありますので、前者に對しては小股に新たに溜池を造り、後者に對しては現在の龍ヶ森溜池を増堤する積りであります。これに合ふのであります。

文政年間西目瀉を開墾した際、それに灌漑する爲めに大揚といふものがあつたのであります。木造で随分うまい考案をしたも

のでありまして、淵名孫三郎が舊藩の威令によつて御用人夫を使つて拵へたもので當時人柱を樹てたといふ噂までありました。その後數回修繕を加へ、明治四十二年耕地整理組合に於て基礎工事を残して上部だけ改築をいたしました。漏水多くて用に立ちません爲めに、大正十三年改築工事を起したのであります。埼玉縣元荒川の工事を手本とし、鐵筋コンクリートで、六聯のアーチの水門でありまして、設計者は縣の耕地課技手菊地竹一郎であります。工事は直營で施行し、百日間で大體は出來ましたが、完全するまでには四五年の間補修工事を行ひまして、工事は約二萬五千七百圓を要し、灌漑面積は約八十町歩であります。

齋藤宇一郎氏の手紙

前略貴島營林局長より今朝別紙の通り報導有之候間御了承被下度是れにて積日の懸案解決を得候得共之れより大馬力にて速に御完成稻作上の一大問題を除

去せらるゝ様熱望致候 早々

大正十四年九月九日

佐々木孝一郎殿

齋藤宇一郎

貴島營林局長より齋藤宇一郎への手紙

拜啓

初秋の候益々御清穆の段奉慶賀候

陳者豫て御話有之候由利郡西目村並に院内村出願に係る溜地敷地貸付の件は其後種々調査の結果貸付差支なき旨本莊營林署へ通知致置候に付御了承相成度尙詳細の手續等は營林署に於て取運ぶことと相成申へく候右不取敢御通知申上度如斯御座候 敬具

大正十四年九月八日

貴島 圭三

齋藤宇一郎殿

本村耕地の下半部は西目瀉を干拓して耕地としたのであります

すから、低地で海面との差が約四米に過ぎず、少し雨が降ると忽ち  
 汎濫し、而もそれが稲作の最も重要な開花期に多いので、收穫が  
 皆無となることなども屢次あつたのであります。この被害を除  
 く爲めに、前には、宇乙助淵に逆水門と云ふ渡邊文吉の考案になる  
 珍らしいものがありまして、洪水があると水門の扉が西目川の方  
 から人手を借らずに自然に閉ぢ、水が退けると自然に開く自在戸  
 の仕掛があつたのであります。更に明治三十二年以來、海士剱川  
 普通水利組合を設けて、年々西目川下流の浚渫をなし來たつたの  
 であります。ところが耕地整理の時に此の水利組合は事業を中  
 止して、その後ち組合は消滅の形になつて居りますが、代りて耕地  
 整理組合では毎年西目川の浚渫をなして居るのであります。而  
 して大正八年以來昭和六年迄十三年間支出しました經費は累計  
 三千六百九十圓に達して居るのであります。

尙ほ直接の仕事ではありませんけれども、被害を除去する爲め  
 には、常に深く意を須ゐて着々改善に力めて居ることは御承知の  
 通りであります。

大正十一年鐵道の工事に當つては、色々當局と折衝の上、西目川  
 に架けたる鐵橋の桁間を廣くすることに努力し、最初の設計では  
 現在の川の右岸に今一本の橋脚を造る筈でありましたが、これを  
 止めまして、國道上の橋脚より直ちに左岸の橋臺まで橋桁を渡す  
 ことにしました。昨年は右岸の石垣の取擴げをいたしました。國道  
 の西目橋の橋臺の土留が木造で川の中に出張つて居つたものを  
 縣に色々交渉して右岸は大正十四年、左岸は昭和二年に石垣とし  
 て川幅を擴げること努力いたしました。猶機會ある毎に縣の  
 補助を得て兩岸に石垣工事を施して居るのであります。  
 米質を改良して市場の聲價を挙げましたのは、穀物検査のお蔭

が大なるものであります。明治三十八年秋田縣に於て輸出米検査を施行いたしましたが明治四十三年に森正隆知事は更に之を擴張して生産米の検査をも行ふことにいたしました。その結果米の收穫の統計が確實となり又産米の改良が著しき効果を収めて居ります。本村には生産米検査出張所が置かれ検査員は佐々木末治三浦久米次郎三浦幸吉子吉村の順で現在は木内金作現等が検査員をして居るのであります。(検査施行以來の本村の検査俵数は經濟の項を御覽願ひます)

西目村農會の起源とも申すべきは明治二十四年でありまして、農事獎勵委員驅蟲世話係選種委員等を糾合して西目村精農會を組織し農談會を開き各般の研究をなし村費を以て農事試験場を設くる等大に農事の獎勵をしたのであります。當時の會員は二十五名でありまして村長逸見勝四郎を會頭とし副會長は齋藤與

右衛門でありました。

明治三十三年農會令の發布に伴ひ會則を變更して西目村農會と改め大正十二年農會法制定せられ之に據つて會則を變更して現在に及んだのであります。

四十二年には郡農會長より成績優秀の廉を以て村農會長三浦和三郎が表彰せられ四十四年には同郡農會長より事業經營施設優良の廉を以て表彰を受け金七圓を授與せられ昭和五年秋田縣農會主催第五十回種苗交換會に於いては本村より出品せる水稻が一等賞の首位を以て授賞せられたのであります。

村農會の役員並事業の概要は左の通りであります。

村農會役員氏名並就任年月日

會 長		副 會 長		技 術 員	
就任年月日	氏 名	就任年月日	氏 名	就任年月日	氏 名
明治二四、四	逸見勝四郎	二四、四	齋藤與右衛門	大正 七、四	三浦政吉

三三、四	佐々木 勇太郎	三三、四	岡田勝多郎	二六	九、八	高山雄兵衛
三五、一	逸見勝四郎	三五、一	佐々木 勇太郎	一二、四	一、二	齋藤金七
三八、七	今村 基一	三七、一	齋藤與右衛門	一三、六	一、三、六	和賀市藏
三八、一二	岡田勝多郎	四〇、一	今村 基一	昭和二、五	田中	金藏
四〇、一	三浦和三郎	四一、三	湯保貞次郎			
四四、三	佐々木 孝一郎	四四、三	岡田勝多郎			
大正 一二、四	岡田武敏	大正 一二、四	三浦久米次郎			
			鷹島菊三郎			

村農會事業及經費

年次	經費	基本全	新規及特殊事業
明治三三	二一	一	馬耕傳習
三三	二五	一	同
三三	五四	一	立毛品評會、依米品評會
三三	二〇	二	穀 梨 會
三三	七〇	二	米麥大豆品評會、試驗田
三三	七二	二	同

年次	經費	基本全	新規及特殊事業
大正三	九四	三	農事視察、模範田
大正四	四二	三	水稻立毛品評會、短期農事講習會
大正四	四二	三	樹 苗 圃
大正四	一〇四	三	堆肥品評會、依米品評會
大正四	一七五	四	依米品評會
大正四	二七七	五	代播傳習、雁爪傳習、害虫鳥驅除、野鼠驅除
大正四	三七四	一四	鹽水選、早播秧、牧草獎勵
大正四	五一	三六	排水、拔穗品評會
大正四	四五四	四〇	新苗代獎勵、水視察設置、農事視察
大正四	四九三	四六	堆肥品評會、農事研究會、採種圃設置、會報發行
大正五	三九一	七五	同
大正六	五三六	九七	苗代品評會、技術員設置
大正七	五六四	一二七	青年團支部農事獎勵
大正八	八七一	一三三	支農會獎勵
大正九	一五四三	一四〇	同
大正〇	一五五四	三三六	作業能率増進獎勵
大正一	一四八五	四一一	同
大正二	一九五三	四三八	耕種技術獎勵

昭和	一	一	一
和	五	四	三
	七	六	五
一、五四〇	一、五八六	一、五三九	二、〇〇九
五二六	六四〇	七六四	八九四
東立廢止、肥料試驗	同	共同作業獎勵、生産費資料調査	實行組合獎勵、病虫害驅除、多收穫品評會
九五七	一、〇八〇	一、二〇〇	二、一〇三
優良品種普及獎勵	養兔組合獎勵農談會	同	二、〇〇四
同	同	同	二、二六八
同	同	同	二、〇七八
同	同	同	一、九〇五
一、四〇六	一、三二七	一、四〇六	七

林業

本村に於ける林政上今日まで最も意義あるものは第一に國有林野の下戻及び拂下であり、第二は部落有財産の統一であり、第三は植林であり、第四は森林土木であります。民有林の如きは僅かに杉の植栽をなしたるものを見受ける位のものです。依然舊習を脱

せず、従つて何等特筆すべきものはありません。明治九年地租改正當時に於て官有地として取調をなしたる小面積の介在地を除き主なるものは左の通りであります。

川東地内

上幅二十三番 十八町六反五畝十二步

大森臺三十七番 四十五町步

〃 三十八番 百町步

柳澤一 番 百三十五町四反一畝二十七步

川西地内

蛇場見六番 貳十七町四反四畝三步

荒田八番 十五町八反七畝二十三步

海岸方面

濱田四番外八筆 六町二反四畝二十九步

濱山一番 海岸砂地 五町一反三畝二十九步



〃	二番	八町八反歩
〃	七番	九町九反一畝八歩
新道下三番		二十四町歩
海士剝道下一番		四十町歩
御月森		十二町歩
天井坂		六町七反五畝二十歩
大堰頭		

其後明治三十二年國有林野下戻法が可決せらるゝや翌年六月二十八日附を以て上幅及大森臺を西目村の内西目出戸沼田の三部落へ柳澤一番は西目村の内西目出戸沼田平澤町の内兩前寺の四部落へ下戻の申請を致しましたが三十五年十月四日農商務大臣から柳澤は下戻の件聽届け難しとの指令に接し三十六年十二月四日上幅二十三番も亦不許可となりましたが種々折衝の結果

大森臺三十七及三十八番は下戻の目的を達し指令に接したのであります。此處に於て三十五年十月二十七日蛇場見六番荒田八番は金千八百三十三圓二十七錢三厘を以て特賣を受けて學校基本財産と爲し柳澤一番は子吉村と共同して面積四分の一を子吉村に四分ノ三を西目村に分割し共同して特賣を申請し三十八年十月十一日許可を得西目村は之を村基本財産に編入したのであります。此代金千八百九十五圓八十六錢六厘であります。又上幅二十三番は同年十月十六日特賣の許可を受け村基本財産に編入しました。代金は三百七十七圓十一錢八厘であります。海岸方面の濱山及び新道下は明治二十七年中豫約拂下を出願してあつたにも拘らず如何なる次第でかこの時には下戻を出願しなかつたのであります。出願すれば十分の確證あること故必ず許可を受けられたことと思はれますが當時關係ある出戸沼田

の主腦者に熱が無かつた爲めにその運びに至らなかつたものではないかと思ひます。それで、これは後で海士剝の天井坂や大堰頭と同じく、農林省主管の國有林野に編入されたので、今日の營林署の管轄になつたのであります。

出戸字濱田四番外八筆は、明治四十年三月三十日豫約拂下の許可を得て大正三年十一月七日村有となりました。この代金は百九十四圓七十三錢五厘であります。御月森はしばらくの間、脱落地になつて居りましたが、先年村と海士剝部落とで拂下を爲し、又海士剝道下は、一部は國有林野に一部は海士剝部落と村に拂下げられたのであります。村の先輩諸君がこの大英断をやりましたことに對しては大に敬意を表さなければなりません。特に大森臺約百五十町歩の無償下戻に關しては、時の當局も餘程の苦心をされたことと思ひます。この仕事は初めは逸見勝四郎の時代で

特賣を受けたのは今村基一の時であります。

次ぎは部落財産の統一であります。明治四十四年部落有財産の統一を計ることとなり、種々研究調査の上、出戸、沼田、西目の部落の共有原野並に西目村の内、西目、沼田、出戸の三部落並に平澤町、兩前寺との四部落有原野は全部之を統一することに決し、遂に同年六月二十一日村會の議決を経て、左記の通り村基本財産に寄附せしめたのであります。

西目、沼田、出戸、兩前寺より寄附したるもの

田

一反四畝二十六步

畑

二反五畝十一步

原野

百六十六町五反七畝十四步

西目、沼田、出戸より寄附したるもの

原野

三百四十二町八反八畝十三步

同時に平澤町、兩前寺部落に對しては、入會權を解消し、同部落に

十二町六反六畝二十歩の原野を分割したのであります。その後大正三年には再び残餘の財産全部を村に寄附せしめ、同時に無財産の部落よりは、夫れく相當額の寄附金を得たのであります。その財産は左の通りであります。

田	四反十六歩
畑	三町一反六畝八歩
山林	六十七町六反七畝九歩
原野	三十七町九反九畝二十一步
雜種地	八畝歩
宅地	二百二十一坪
荒地	九畝十三歩
株券	三百四十圓
公債	五十圓
現金	二千七百七十七圓五十五錢二厘

次ぎは植林の計畫であります。先きに拂下げました柳澤一番

植林計畫

分收歩合の更改

並三番に蛇場見六番の拂下地を主とし、荒田八番同九番大森臺三十八番の内若干を包含した面積百五十五町五反五畝二十六歩に縣模範林を設定し、明治四十年より植栽に着手し、終に之を完成したのであります。初め縣模範林は、地元にて土地を提供し、手入保護と租税とを負担し、主伐木の収入五分と間伐収入の全部を村所得といふ契約いたしました。昭和二年私が縣會議員の時に、縣三分村七分に分收歩合を更改したのであります。荒田八番には、學林として明治三十九年秋から杉の造林を行ひましたが、部落財産の統一に依り、大正貳年三月之を合法的に全部の施業案を編成せんとして、まづ管理區分を定めたのであります。縣からは林業技手中清が出張して管理區分並に施業案の編成に従事され、その結果

管林地としては

三百九十一町三反四畝歩

施業案の認可

であつて、營林地は更に之を五團地に分けたのであります。而して大正二年六月測量を了へ、大正三年三月二十日管理區分を認可せられ、大正七年九月十八日施業案の認可になつたのであります。その後昭和五年縣の林業技手黒澤持恭の援助を得まして、第一次施業案の檢訂をいたしたのであります。其の結果を申し上げますと左の通りであります。

- 放牧地としては 三百七十九町一反二畝十一歩
- 探草地としては 五百十四町八反歩
- 小柴採取地としては 四十一町六反二畝十九歩
- 杉の造林地 百八十町三反一畝歩
- 松の造林地 百五十町四反五畝二歩
- 學校演習林 十四町四反二畝十五歩
- 雑木林 三百二町一反八畝六歩

之を合計いたしましたして、六百四十七町三反六畝二十三歩であります。

すが、その他に

- 縣模範林 百五十五町五反五畝二十六歩
- 保安林 百九十七町七反九畝歩
- 放牧地は 百六十一町八反六畝十六歩
- 探草地は 四百五町九反二畝二十六歩
- 小柴採取地は 百十八町二反二畝十二歩
- 部分林設定地 十二町七反九畝二十歩

の別途に施業案がなつて居りますから、合せますと壹千町七反一畝十九歩の造林地を持つて居ることになります。而して

等になつたのでありまして、これに植栽になりました現在の樹種は、基本財産の項で述べた通りであります。即ち合計三百四十三萬四千五百五十六本でありまして、實に急速なる進歩であります。明治二十七年の調査に依りますと、村内全部で、雑木を除き十一萬二千本となつて居ります。其内譯は

誠に今昔の感に堪へないのであります。  
尙ほ雑木林の利用に就いては、村行製炭事業を實施して居りますが、その成績は左の通りであります。

年次	炭		計
	白	黒	
昭和三年	二、九四二	一、五三一	二、九四二
昭和四年	三、〇〇〇	二、四二四	四、五三一
昭和五年	四、二五二	五、四一二	六、六七六
昭和六年	一〇、二一二		一五、六二四

年次	松		杉	
	三十年以上	五十年以上	三十年以上	五十年以上
昭和三年	千六百本	八千本	二萬四千本	四萬六千本
昭和四年	二萬四千本	五萬六千本	四萬本	二萬本
昭和五年	六千本	一萬四千本		
昭和六年				

村有林施業一覽表

年度	植栽面積	植栽樹種別本數			新植造林費	造林補助金	防火線補助金	樹苗圃補助金
		杉	黒松	赤松				
自明治三十九年	五三、四九四	一〇、八七一	一八〇、三三〇	三〇〇、〇〇〇	一、九三三、九五九		五、八〇〇	
至大正三年	二二、九二五	二七、五六五	一三七、五五〇		八八二、九〇四		三、五〇〇	
四年	一八、〇三四	三三、六〇〇	一五、〇〇〇		六六四、九五〇		七、七〇〇	
五年	二二、六五六	四六、〇〇〇	五九、〇〇〇		五九九、〇〇〇		三、三〇〇	
六年	八、七〇〇	一八、六〇〇	八六二、四六〇		三三九、三〇〇		九〇、〇〇〇	
七年	二九、三三〇	二五、一五〇	一、九三三、九五九		一、四四四、六三〇		一、四四四、六三〇	
八年	二九、三三〇	二五、一五〇	一、九三三、九五九		一、〇一四、〇一〇		八五、七三〇	
九年	四四、〇六一	四七、〇〇〇	六、三三三、三三〇		二、八三三、三三〇		三、一九、一五〇	
十年	四四、〇六一	四七、〇〇〇	六、三三三、三三〇		二、九五〇、二一〇		二、六七、二一〇	
十一年	四四、〇六一	四七、〇〇〇	六、三三三、三三〇		二、九五〇、二一〇		二、六七、二一〇	
十二年	三三、八〇五	六〇、〇〇〇	四、四四六、二六〇		二、八六〇、〇〇〇		三、三六、〇〇〇	
十三年	一八、六六一	一〇、〇〇〇	三、三三六、五五〇		二、二二五、〇〇〇		一、五三、〇〇〇	
十四年	三三、三三〇	二六、一〇〇	三、八二四、九五〇		二、五三七、〇〇〇		三、〇六、〇〇〇	
十五年	一四、九一〇	一〇、〇〇〇	二、六四四、一〇〇		一、七〇八、〇〇〇		一、五五、〇〇〇	
十六年	四、九七〇	五九、〇〇〇	九四九、三五〇		五、五五、〇〇〇		一、八七、〇〇〇	

計	備考				
	七	六	五	四	三
八、四六四	一、五五三	一、八、九五五	一〇一、五二〇	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
四、三三三	一、九、九六七	一、〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
七、七二〇	一、〇、〇〇〇	九、九六〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇
一、五〇〇	一、九、九六〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇
九、一、五五〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇
四、三、八七〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇
二、二、九三〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇
二、〇、五三〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇
二、〇、五三〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇

備考

- 一、造林費ハ新植初年度ノ費用ニシテ手入保護費ヲ含マス
- 二、村營樹苗圃産出ノ苗木ヲ用ヒタルモノハ時價ニ換算シテ計上セリ
- 三、大正十四年ヨリ昭和五年マテ雜給七、二五六四六八〇支出セリ
- 四、明治四十年ヨリ昭和六年マテ補植及保護手入費二九、五三七四一六五、支出セリ
- 五、財産ノ項立木本數ハ本表植栽本數ヨリ間伐除伐本數ヲ控除セルモノナリ

縣模範林施業一覽表

年度	種別	植栽面積	植栽種別					計	新植費	手入保護費
			杉	扁柏	落葉松	黒松	赤松			
明治四〇	四一	一五、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	七三、七三〇	三九、九三〇	
四一	四一	一四、九六〇	三五、六六八	一七、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	七三、七三〇	三九、九三〇	

計	自大昭和	大正																		
		七	八	七	六	五	四	三	二	四	五									
一、五〇、八二〇	一、五〇、八二〇	三五、六六八	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇

備考

- 一、新植費ハ秋田縣ノ負擔ニシテ保護手入費ハ本村ノ負擔ナリ
- 二、秋田縣ニ於テ負擔セル補植ニ關スル費用ハ合マス

村有林の林木が成長いたしまして、段々間伐木の大きいのが取

林道の改修

れるやうになつたので、その運搬の爲めに是非林道の改修をしなければならぬ必要に迫られてまゐりました。

昭和五年の六月には、鴻保の大森から荒田迄二千二百間の車道を造ることにいたしました。村からは約六百圓を支出し、關係部落たる鴻保、井岡及び大森、臺より南に土地を持つて居る者からは一戸に付二人づゝの夫役を寄附して、兎も角自動車の通れるだけの道を拵へたのであります。それが爲めに荷車が通じて、間伐木の運搬が容易になつたのであります。

昨昭和六年は、經濟界の非常な不況の爲めに、村民の困憊は甚だしかつたので、政府から失業救済資金三萬圓を年三分六厘の利子で五ヶ年据置二十五年年賦償還といふこととて借り受けまして、西目驛から荒田まで五哩二分の軌道を布設したのであります。軌條は十二封度で、手押のトロリーを用ゐるのであつて、軌間三十吋

道幅は二米で、勾配は最急二十三分の一、カーブが極めて緩やかで、理想的の線路であります。四月一日から起工して十一月十日に竣工を見、工事費は三萬圓で間に合ひました。之に失業救済の爲めに使用しました人夫の延人員は約三萬人であります。設計に従事したのは、縣技師鈴木昌三、技手黒澤織四郎、中谷邦武の三氏で、當初倉林林務課長も實地踏査を行はれたのであります。そして村の條例を以て、軌道は一般に利用せしめて居るのであります。尙ほ軌道に引き續いて、鰍ヶ澤を通り院内村釜ヶ臺部落まで約三千間の間車馬道を改修し、橋梁五ヶ所を架設したのであります。又荒田から鰍ヶ澤まで約二哩の間は、既に軌道の設計が出来て居るのであります。が、經費の都合上中止して居ります。参考のために、軌道の使用料條例を左に掲げます。

西目村森林軌道使用料條例

- 第一條 本村ハ本條例ノ規定ニ依リ森林軌道ノ使用料ヲ徵收ス
- 第二條 森林軌道ノ使用料ハ左ノ區別ニ依ル
- 一 米、鹽、金肥 壹俵 金貳錢 但精白スル場合ハ半額
  - 二 木 炭 壹俵 十五斤 金貳錢
  - 三 七 木 炭 三十斤 金參錢
  - 三 七 木 炭 五十斤ニツキ 金參錢
  - 四 ケンチ石 壹個 金五錢
  - 四 石 壹個 六尺以上 金五錢
  - 四 石 壹個 六寸以上 金參錢
  - 四 石 壹個 五錢
  - 四 庭石、用材石 壹車 壹圓
  - 五 枕 木 壹挺 金拾錢
  - 六 木材、薪材、裏込玉石、砂利、土 壹車 壹圓 金壹圓五拾錢
  - 六 柴、枝葉、稻、肥料、秣、荳 壹車 壹圓 金壹圓五拾錢
  - 七 柴、枝葉、稻、肥料、秣、荳 壹車 壹圓 金壹圓五拾錢
  - 八 其他 前各項ニ準ス
- 各項混用ノ場合ハ各別ニ使用料ヲ徵收ス

- 第三條 壹車ノ積載料ハ千五百斤以内トシ一往復ノ使用料ニシテ金參拾錢ニ充タサル場合ハ金參拾錢トス
- 第四條 使用時間ハ日出ヨリ日没マテトス
- 第五條 故意又ハ過失ニ依リ設備ヲ破損シタルトキハ修繕ヲ命ジ又ハ費用ヲ徵收スルコトヲ得
- 第六條 詐偽其他不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ徵收ヲ免レタル者ニ付テハ第二條料金ノ二倍ニ相當スル金額(其ノ金額五圓未満ナルトキハ五圓)以下ノ過料ヲ科ス
- 第七條 詐偽其他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ徵收ヲ免レントシタル者ニ付テハ金五圓以下ノ過料ヲ科ス
- 第八條 本條例ニ必要ナル細則ハ村長之ヲ定ム
- 附 則
- 第九條 本條例ハ昭和六年十二月一日ヨリ之ヲ適用ス

副 業

本村の副業としては、畑作家畜養蠶養鶏糞工品等でありすが、



先づ畑作から申しますと、耕作反別が八十三町七反二畝一步で、明治九年から見ますると、八町歩の不足を見て居るのであるが、これは第一、労力の割合に利益の少きこと、第二は田地に比して肥料を多量に要すること、第三は麥等の雑穀の混食をなさぬ様になつた結果、畑は漸次顧みられなくなつた爲めでありました。現に畑の小作の如きは、田地を付けて貸さなければ借り手が無いといふ有様で、昔は大森臺といへば西目大根の産地でありましたが、今は全く荒れて松林に變つたものが多くあります。併しながら海岸方面に於ては、従来日常の蔬菜が悉く本莊から買つて居つたものが、最近の不況の爲めに、復び自然に畑作を爲すやうになり、表面には現はれません。が、約二十町歩位の畑が最近開墾されて居ります。又村では、瀉端の後の保安林を、桑園又は果樹園にする爲めに、解除を申請して居りますから、將來相當面積が増加することと思ひます。

而して畑作に對する村民の傾向は餘程變化を來たして居りました。現在には甘藷の栽培が非常に盛んになり、昨年の如きは五十一萬本の多きに上り、又西瓜、甜瓜及び果樹等を植付けるものが漸次多くなりつゝあります。その畑の利用状況を申し上げれば左の通りであります。

作付の種類	反別	生産額
大豆	二四町三反歩	二、四二五圓
麥	四町二反歩	一一二圓
甘藷	七町七反歩	二、五〇二圓
馬鈴薯	一町八反歩	六二一圓
其他蔬菜	四四町五反歩	七、九九九圓
計	八二町五反歩	一三、六五九圓

次に、本村の家畜は主として馬と牛とであつて、兎、山羊、豚等は殆んど言ふに足らないのであります。牛馬も最近では飼養頭数を減じ、産駒産犢の數も著しく減少しましたので、村としては大に奨

牛馬の飼養頭數及糶拂

厩を加へ、昨年からは種付料の補助を新設し、又採草地、放牧地等を  
 設けて之が整理改善に力を注ぐ等、只管斯業の發達を計つて居る  
 のであります。  
 記録にありまする牛馬の飼養頭數及び糶拂の表を掲げて見る  
 と、次ぎの通りであります。放牧地及び採草地のことは、山林の項  
 で申し上げた通りであります。

年次	三歳以上ノ馬ノ頭數	糶拂頭數	價	額	牛ノ飼養頭數	糶拂頭數	價	額
明治二三	四四	八四	不詳		一〇三	一三	不詳	
二四	四五	七三	同		一〇三	九	同	
二五	四五	七六	同		一〇三	一八	同	
四一	四五	九八		四、五六四、〇〇〇	一〇三	二八		一、三四〇、六〇〇
四二	四五	六三		三、〇六五、〇〇〇	一〇三	四〇		九三六、〇〇〇
四三	四五	七九		二、七六六、〇〇〇	一〇三	四二		八二二、〇〇〇
四五	四五	五七		二、六六六、〇〇〇	一〇三	二五		三九六、〇〇〇
		五八		三、〇八五、〇〇〇	一〇三	三二		五五四、〇〇〇

大正	糶拂頭數	價	額	牛ノ飼養頭數	糶拂頭數	價	額
二	三五	四三	二、二〇七、〇〇〇	八二	二七	三二〇、〇〇〇	
三	三八	四八	二、二二三、〇〇〇	六九	七	一六〇、〇〇〇	
四	三四	六八	二、三七一、〇〇〇	六二	六	一〇二、〇〇〇	
五	三三	六一	二、一七六、〇〇〇	三八	七	一二八、〇〇〇	
六	三三	五一	二、二一九、〇〇〇	四〇	一六	不詳	
七	三二	四九	七、〇四三、〇〇〇	四〇	一〇	同	
八	三四	四三	八、九三〇、〇〇〇	三四	八	同	
九	三〇	六五	一二、九〇四、〇〇〇	三〇	六	同	
一〇	三〇	四二	八、六二二、〇〇〇	三〇	一九	七二六、〇〇〇	
一一	二七	四七	九、九〇四、〇〇〇	二六	一八	八一五、〇〇〇	
一二	二六	五六	八、四六五、〇〇〇	二九	二〇	八五九、〇〇〇	
一三	二九	四〇	六、八七〇、〇〇〇	二二	一九	八七三、〇〇〇	
一四	三〇	三八	八、五四三、〇〇〇	二二	一三	五八〇、〇〇〇	
一五	二八	三九	六、九二一、〇〇〇	二二	一六	七六四、〇〇〇	
二	二七	五一	九、四〇六、〇〇〇	二七	一七	五三六、〇〇〇	
三	二七	三九	五、四一六、〇〇〇	二〇	一七	五三八、〇〇〇	
四	二六	四〇	四、八八四、〇〇〇	一九	一七	五七六、〇〇〇	
五	二六	三二	三、四一七、〇〇〇	一八	一六	五五〇、〇〇〇	
六	二四	四三	二、六三五、〇〇〇	一八	一四	三二八、〇〇〇	

是れに由つて見ますると、糶拂頭數の最も多いのは、産駒では四十一年の九十八頭でありまして、次ぎは二十三年の八十四頭、四十三年の七十九頭之に次ぎ最も少いのは大正五年の三十二頭であります。價額の點は、最高は大正九年の一萬二千九百四圓で、大正七年から昭和二年までは大體七千圓から九千圓を上下して居ります。最も少いのは大正二年の二千二百七圓で、昭和六年の二千六百三十五圓も少い方であります。積は、四十一年の千三百四十圓が最大で、最近では頭數も十六、七頭を上下して略々固定して居る有様であります。

養蠶は、瀧保貞次郎が初めて村に奨励したものと思ひますが、従來随分講習を開いたりして奨励を加へましたけれども思ふ様に行きませんでした。明治四十三年には、飼育戸數僅かに七戸、掃立蟻量五十匁内外に過ぎませんでした。その後漸次飼育戸數も殖

えるやうになり、大正七年からは季節の指導教師を設置して奨励を加へ、大正十二年には通年の技術員として瀧保修一を任用し、同十四年には四千三百餘圓の産額を見るに至りました。昨年は養蠶實行組合を組織し、八反歩の稚蠶共同桑園を設置し、殊に瀧端部落に於ては、二十二名協同して二町二反歩の壯蠶用の桑園を設置いたしましたから、將來見るべきものがあらうと信じます。その状況は次ぎの通りであります。

養蠶及桑畑一覽

昭和六年現在

桑園	根刈	中刈	高刈	其他植栽計畫中	計	飼育戸數		掃立枚數		收滿高價	
						春蠶	夏蠶	二八	四〇	一〇七	一七二
一町四						一一	三二				
一町五											
三町											
三町											
八町九											

養蠶は古くから行はれましたけれども、従來個々に發達したも

のでありまして、村として統制をとつた事は御座いませんでした  
が、昨年からは産業組合に於て鶏卵の共同販賣を行ひました爲め  
に、農家の副業として組織的に經營するものが生ずるやうになり  
ました。現在の状況は左の通りであります。

飼育戸数	成 鶏		一 覽		同 販 賣	
	雄	雌	一日平均 産卵数	昭和六年 取扱い個数	昭和七年 取扱い個数	價 額
一五五	一八〇	九二八	四四九	六、〇五四	一二九	一六、六六一
						二七四

備考 昭和六年ハ九月ヨリ十二月迄昭和七年ハ一月ヨリ七月十日迄ノ數ナリ

藺草工品就中輸出米の俵装藺並に藺草工品の出戸藺は、一時非常  
に盛んで、明治四十四五年頃は、俵装藺に於いて二十萬枚、藺草藺に  
於いて八千枚も出し、是等の賣上代が二萬圓にも達したことがあ  
りました。が、汽車の開通と共に各地に農業倉庫が普及されてから  
は、各その地元で製産されるやうなつた爲めに、俵装藺は現在では  
僅に村の需用を充たすに過ぎない状況となり、藺草藺も亦最近の

不況の爲めに賣れ行きが非常に悪くなつたので、之を副業——寧ろ  
本業として居るところの海岸部では非常に困つて居るのであ  
ります。

この原料の藺は本村ばかりでなく附近の町村から買ひ集めを  
なし、又藺草は備後から取り寄せて居るのであります。大正十三  
年以來産業組合に於いて取扱ひました數量を申し上げれば次ぎ  
の通りであります。

表 装 藺

年 代	買		取		販		賣	
	數量 (枚數)	價 額	數量 (枚數)	價 額	數量 (枚數)	價 額	數量 (枚數)	價 額
大正十三年	九九、五二七	一〇、五七一・七六〇	九七、四五三	一〇、六七七・一三〇				
同 十四年	一〇九、二九七	一〇、一〇一・八〇〇	九一、七三七	九、二三四・七〇〇				
昭和元年	一〇六、〇九三	八、五二八・三一〇	一〇一、二四〇	九、一一三・二九〇				
同 二年	九八、六二八	七、四二三・五九〇	一〇五、一一五	八、六六二・〇〇〇				

椎茸栽培

同 三 年	八九、一三四	五、九八九・五〇〇	八〇、〇四〇	六、二九七・六〇〇
同 四 年	八七、七四九	五、三四九・七四〇	一一四、八〇三	七、二六九・八七〇
同 五 年	八一、二六四	四、七二〇・二四〇	三五、四五一	二、六三二・六八〇
同 六 年	一一、〇九二	四一、一七六〇	二一、四〇一	一、一七四・二六〇

五四

以上の外に、副業として将来有望なものは椎茸の栽培であります。昭和二年椎茸栽培組合を設けて奨励したのであります。特に出入が少く、且つ砂濱である爲めに、魚族が乏しく、又出漁に不便であります。但需用地たる本莊町に近いこと、丈は非常に有利なのであります。したが、最近漁船に發動機を据付け、船體が段々大きくなつて來ましたから、これ迄の様に濱邊に引き上げることも出來なければ、碇泊する所もなく、結局進歩した漁法に依ることが出來ないので、地先の水面は、他の發動機漁船に掻き廻されて居る状態であります。従つて、明治三十六年には、漁船百四十五艘、翌三十七年には、百五十四艘を持つて居つたのであります。が、漸次減少して、現在ではその三分の一にも足らない僅に四十二艘となり、漁獲物の如きも非常

昭和 二 年	二五二
三 年	二七七
四 年	三四二
五 年	二七二
六 年	五一九

計 七 年

水 産

一、五五〇  
三、二二二

本村の海岸線は二里六町の長きに達して居りますが、出入が少く、且つ砂濱である爲めに、魚族が乏しく、又出漁に不便であります。但需用地たる本莊町に近いこと、丈は非常に有利なのであります。したが、最近漁船に發動機を据付け、船體が段々大きくなつて來ましたから、これ迄の様に濱邊に引き上げることも出來なければ、碇泊する所もなく、結局進歩した漁法に依ることが出來ないので、地先の水面は、他の發動機漁船に掻き廻されて居る状態であります。従つて、明治三十六年には、漁船百四十五艘、翌三十七年には、百五十四艘を持つて居つたのであります。が、漸次減少して、現在ではその三分の一にも足らない僅に四十二艘となり、漁獲物の如きも非常

五五

に減じたのは已むを得ないことであります。その状況は左の通りであります。

年次	漁船数	漁獲		
		沿岸漁業	出稼漁業	計
明治四十年	一二四	一、三二八	不明	四
四十一年	一二八	二、四一七	不明	
四十二年	一二五	一、三一七	一、六九一	一三、〇〇八
四十三年	一二二	四、五四九	三、四五七	八、〇〇六
四十四年	一一三	二、九五五	五、二七五	八、二三〇
大正元年	一〇六	二、六三八	七、八八二	一〇、五二〇
二年	一〇三	二、六四四	不明	
三年	九一	三、九一二	一七、九〇〇	二一、八一二
四年	八九	三、九八八	二一、〇七三	二五、〇六一
五年	六四	三、二八〇	二六、三二八	二九、六〇八
六年	八四	不明	不明	二六、三〇一
七年	八五	同	同	二九、〇七四
八年	八五	一二、五四四	八五、〇四四	九七、五八八

出稼

本村の出稼は、他と一寸趣を異にして、給金に依らず、當地に於て漁船を仕立て、食料を積み込み、乗組員は共同出資を爲して各々同一権利の下に、漁場を借り入れて出稼をするのであります。

出稼先は、北海道松前郡小島村及利尻島と、樺太の真岡郡廣地村

年次	漁船数	沿岸漁業	出稼漁業	計
九年	一一二	一九、七八三	六七、三七四	八七、一五七
十年	九七	二四、八七三	一〇二、四〇三	一二七、二七六
十一年	一〇三	一七、四九四	九九、九九三	一一七、四八七
十二年	一〇三	一四、七七七	四二、四八〇	五七、二五七
十三年	九七	一一、三九二	五二、五二六	六三、九一八
十四年	九一	一〇、七四三	六七、〇三八	七七、七八一
十五年	八一	一九、二九四	五九、一九八	七八、四九二
昭和二年	七二	一八、五五九	三六、三三一	五四、八九〇
三年	七一	二三、九四七	九一、一一九	一一五、〇六六
四年	六六	一九、二九三	一〇三、〇一五	一二二、三〇八
五年	五八	一二、七一三	二九、八二八	四二、五四一
六年	四二	六、八二一	三四、〇五八	四〇、八七九

本斗郡本斗町が主なるものであります。小島村に行くのは六月下旬から十一月上旬迄で、柔魚釣りが主であります。これは明治三十四、五年頃に、佐々木市五郎、木村米三、佐々木與次、右衛門、佐々木三藏、佐藤喜久治、柳橋次郎、左衛門等の所有船が漁場を開拓したのであります。樺太及び利尻は鱈釣りが主で、十一月下旬より六月上旬迄で、これは日露戦争後海士剝の佐藤喜久治、佐々木與次、右衛門の所有船が漁場を開拓したのが初めてあります。而して、大正三、四年から七、八年頃迄は漁獲高も多く、十萬圓を突破したこともあつたのですが、最近甚だ振はないやうであります。で、本年からは出稼労働者の保護組合を設けて、大に便宜を與へて居ります。本年の出稼者及び出稼先は左記の通りであります。

出稼漁業者調

樺太廣地村	樺太本斗町	北海道鶯泊村	北海道小島村	共	他	計
一一〇	七〇	三八	二〇一	一六		延人員
						四四五

次に漁業組合であります。これは明治四十四年の創立で、組合員は二百三名を有し、一ヶ年の豫算は約三百圓で、組合長は最初今村基一、次ぎは今村亥子治、その次ぎに私がつて居りますが、現在では漁業者に低利の漁業資金を貸與し、又漁業試験等をなして居ります。基本金としては金九百七十三圓九十六錢、救恤資金として九十圓五十七錢を有し、漁業権は定置漁業権五件、特別漁業地、曳網漁業権三件を所有し、猶目下地先専用漁業権を申請中であり

製鹽業の起源は、はつきり判りませんが、可なり早くから行はれたもので、出戸、上高屋、中高屋等の濱通り一帯の地には、之に従事し

た者が相當多かつたさうであります。文政頃、西目瀉干拓事業が  
始まると共に、人手が不足になつた爲め、自然中止されたものと思  
ひます。

その後、明治三十一年、渡邊林藏、力吉、藤助等が中高屋に於て之を  
再興しましたが、四五年位で廢めてしまひました。

鹽を焚いた跡は、今も諸處に残つて居り、又「釜臺」の姓は、その業  
に従つた人々に撰び與へられたものだといふこととあります。

土 木

明治十二年八月から十三年五月迄、酒田街道即ち現在國道十號  
線の改修があつたのであります。それ迄は舊藩時代、秋田酒田間  
の交通は、海濱の渚を傳はつて往來し、舊藩主六郷公は參觀交代の  
歸路は必ず之れに依られたもので、本莊の獵師町から海士剝の御

月森の西手に出で、海士剝部落の西端から西目川を渡り、中高屋の  
東端を過ぎて上高屋との中間から西の濱邊に出で、出戸部落の下  
の海濱から平澤に通じたのであります。又西目村の本村から本  
莊に出るには、赤坂道を通つて上高屋と中高屋の中間でこの道に  
合し、文政以後、西目瀉干拓後は所謂新道と稱し、宮崎から今の學校  
の後ろを過ぎて海士剝の西端に出たものであります。又平澤方  
面に行くには、西ノ澤を通りて濱邊に出たもので、子吉村や矢島方  
面へ行くには、碁石長根を越えたものであります。随つてこの酒  
田街道は、本村地内は二里十町であります。その改修後、西目川に  
は瀉端に西目橋を架け、平澤界には猿田橋をかけられましたから、  
非常に便宜になつたのであります。

これに對して、本村では一戸に付二人づゝの夫役を寄附して協  
賛したのであります。その後また修繕したことがありまして、左



の賞状があります。

秋田縣羽後國由利郡

沼田村

道路修繕之際人夫千四拾二人献納候ニ付爲其賞木杯三ツ組御下賜候事

明治十七年十二月十二日

秋田縣令從五位 赤川 憲助

西の澤街の改修

西の澤街道は明治三十六年郡道として改修計畫を樹てられましたが、之れは西の澤に於て國道より分岐し、大西目、田中、井岡、中澤を経て子吉村に到り、俵巻より矢島街道を宮内に到り、子吉川を越えて小友村荒町を經、萬願寺に於て石澤街道に合するものであります。當時の郡會に於ては中々の問題で、私の父なども參加して居ります。これに賛成された人々の記念碑が、子吉村の宮内に建て居ります。

つて居ります。

工事は村の請負て

三十六年	千六百十三圓
三十七年	四百五十二圓
三十八年	二百三十五圓
三十九年	六十二圓
四十年	八百九十二圓
四十一年	六百六十一圓
計	三千九百十五圓

を郡費から支出されて居りますが、地元町村としては敷地の購入費及び夫役の特別負擔があつたのであります。

百六十九圓九十五錢一厘	夫役負擔
七百四十三圓四十錢	田地四反一畝九步購入費
百一十一圓	畑地一反二畝十步同上
九十六圓八十錢	宅地四畝一步 同上
計千百二十一圓十五錢一厘でありますから、合計約五千圓を要した譯であります。	

六四  
而して明治四十一年九月出戸西光寺に於て開通式を行つたのであります。

その後郡道が廢止になりまして、村道に移されましたが、破損が甚だしい爲めに、大正二年に西の澤附近を修繕いたしました。この工事費は六百四圓であります。

又大正三年から四年、五年迄に出戸中澤間の道路を改修いたしましたして、四千三百九十三圓をかけ、大正六年七月十四日沼田圓通寺に於て開通式を挙げました。

大正七年には又西の澤街道の碁石長根を切り下げました。其の工事費は六百九拾七圓を要して居ります。

又大正八年から同九年、同十年には、沼田の國道の分岐點から瀧保に到る線路の改修を企てまして、三千八百五十五圓を要したのであります。

大正十年には、海士剝道路を開修致しまして、工事費千八百四圓を要しました。

大正十一年には、海士剝線の敷地井岡分教場線の改修費、西目驛線の寄附やらで、土木費だけで千七百十六圓を支出いたしました。

大正十二年には、小橋を石造に改築いたしましたして千三百九十三圓を要し、其他臨時費で二千二百六十九圓を支出して居ります。

大正十三年には二千五百二十八圓、大正十五年には千六百圓を路面修繕費に、昭和二年には災害復舊費四千四百七十九圓、昭和五年

には西の澤街道の一部改修費千五百圓、災害復舊費六千四百五十圓、昭和六年には上高屋道路改修に千八百圓を支出しました。

而して昭和七年には、中高屋獺袋線を改修する豫定であります。これが爲め郡縣より受けた補助金は左記の通りであります。

年	大正二	三	四	五	七	八	九	十	十	和	昭	計
度	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
補助額	二三〇	一〇〇	四一八	五七七	二五六	五三四	九三三	一五〇	一〇〇	二、四〇五	九九五	四、四三七
改修箇所	西ノ澤	出戸	出戸	出戸	出戸	沼田	沼田	湯保	海士	災	西ノ澤	災

教 育

小 學 校

小校學の  
始まり

明治七年四月七日、西目東學校を瀧保宗老寺に、同じく西學校を沼田圓通寺に設置いたしました。これが本村に於ける學校の始めであります。

學校の分  
合

明治十年五月、東學校を沼田圓通寺に合併して出戸に分校を設置し、明治十三年九月、沼田金山に移轉して校舎を新築し、金山小學校と稱し、新たに井岡に分校を置き、西目分校と稱しましたが、明治二十年には出戸並に西目の分校を廢し、同時に沼田小學校と改稱いたしました。明治二十七年五月、海士剱に分校を設置し、明治三十年十一月四日、沼田小學校校舎を新築いたしました。これ先年迄あつた萱屋根の學校であります。三十二年には西

目尋常小學校と改稱し、三十四年には海士剝の分教室を獨立して海士剝尋常小學校としたのであります。その年に校舎を新築しました。本校は四十二年に校舎を新築して、四十四年四月一日からは高等科を設けたのであります。

この高等科を設けるに就いては、當時私は助役でありましたが、これを主張いたしました動機は、西目村から入營いたしました兵隊が、三十八年にたつた一人上等兵になつたきり、四十二年まで一人も上等兵になつたものがなかつたのであります。これは西目の人達は天稟の能力を持つて居りながら、教育を受くるの機会を與へられなない爲めにその才能を十分に發揮することが出来ないのでだと思つたからであります。今から考へて見ると誠に今昔の感に堪へないのであります。

學校の建築費に要しました金額は、明治十五年の金山小學校は協議費で建てたことであらうから判りませんが、明治三十年の沼田小學校は八百九十九圓、三十四年の海士剝小學校は五百九十二圓、四十二年の西目小學校は敷地共六千五百三十五圓、その後校舎が狭くなつた爲めに、大正七年に分教室の建築費が五千七百九十九圓、大正十二年に假教室一棟を建てたのが千五百九十六圓、大正十三年に更に假教室を建てたのが三千四百五十圓で、遂に大正十四年から昭和二年迄の間に現在の校舎を建築いたしましたのであります。その工費は十一萬七千五百七十四圓七十四錢を費したのであります。して見るとこれまで學校の爲めに費した建築費だけで累計十三萬六千四百四十五圓七十四錢といふ巨額に上るのであります。

現在の校舎は敷地は一萬四千八百二坪五合で、工事費が十一萬

七千五百七十四圓七十四錢でありましたが、この金をどうして調達したかといふと、五萬二千圓は簡易保険局より借受け、九千圓は明治慈善基金より、三萬二千八百圓は村基本財産を繰入れ、四千七百五十圓は縣の補助金を貰ひ、三千圓は産業組合より寄附を受け、一萬六千二十四圓七十四錢は三年間に村税からと、學校増築基金とを支消したのであります。而して現在同等の借入金も漸次償還いたしまして、昭和九年度迄には全部償還し得ることになつて居ります。

大正十五年十月には、海士割分教場を廢して名實共に一村一校とし、本村の教育は茲に全く面目一新し、現在の盛況を見るに至つたのであります。その特徴は左の通りであります。

- 一、一村一校なるが故に村内の統制上効果あること
- 一、學習園を設けたること

一、理想的なる運動場を敷地内に設けたること

一、男女控室を設けたるを以て兒童としては體操時間を適時に取り得、又村内の諸會合に便利なること

一、講堂を設けたること

一、浴室を設けたる事

一、プールを設けたること

一、教員住宅を設備したる事

猶左に關係資料を掲げて御参考に供します。

教員住宅調

位	置	住宅名	建設年月日	建物坪數	縣費補助
西目字舞臺	九二	第一教員住宅	大正七年十二月	一一、五	二七五
西目小學校		校長住宅	大正八年五月	三五、六八	四六〇
西目字中ノ目	三〇五	第二教員住宅	大正八年七月	一三、五〇	四一二
西目字井岡	一四五	第三教員住宅	大正九年九月	一三、三九	七二〇

海士制字海士制下	四八	海士制教員住宅	大正九年九月	一二、七二	七五〇
西目字中澤	四〇〇	第四教員住宅	大正十年十月	一三、八七	八九四
出戸字土花	八	第五教員住宅	大正十年八月	一三、八七	八九四
沼田字乙助淵	三ノ六	第六教員住宅	大正十一年九月	一四、二五	七一二
出戸字中高屋	九	第七教員住宅	大正十一年十二月	一四、二五	七一二
出戸字里道	七	第八教員住宅	大正十二年十二月	一四、九〇	六六四
合計					六、四九三

七二

校長氏名

西目東小學校 (明治十年五月西小學校ニ合併)  
 就任年月日 退職年月日 氏名  
 明治七年四月七日 明治八年八月 日野駒三郎  
 明治八年八月 明治十年二月 鈴木信次郎  
 西目西小學校 (明治十三年九月金山小學校ト改稱)  
 就任年月日 退職年月日 氏名  
 明治七年四月十日 明治九年八月十五日 小關瀧三郎  
 明治十一年四月 明治十五年十一月 矢口 弦

金山小學校

(明治二十年沼田尋常小學校ト改稱)  
 就任年月日 退職年月日 氏名  
 明治十三年九月一日 明治十五年十一月二十八日 小關瀧三郎  
 不 明 明治二十年十月 小野加奈免  
 明治十八年九月二十二日 明治二十年十月 小柳民平

沼田小學校

(明治二十二年四月沼田簡易小學校ト改稱シ  
 明治二十五年四月更ニ沼田尋常小學校ニ改稱シ  
 明治三十二年十一月二十三日西目尋常小學校ト改稱ス)  
 就任年月日 退職年月日 氏名  
 明治二十年 明治二十二年十月 小柳民平  
 明治二十二年十月二十五日 明治三十年三月 鈴木常彌  
 明治三十年四月十日 明治三十二年十一月二十三日 川瀬波治

西目小學校

就任年月日 退職年月日 氏名  
 明治三十二年十一月二十三日 明治三十三年七月三十一日 川瀬波治  
 明治三十三年七月三十一日 明治三十七年四月一日 大平發三  
 明治三十七年四月一日 明治三十八年三月三十一日 佐藤道助

七三

四 〇	三 九	三 八	三 七	三 六	三 五	三 四	三 三	三 三	三 三	三 二	二 一	二 〇	二 九	二 八	二 七	二 二	二 二	二 二	二 〇	二 〇
一 〇	一 一	一 一	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 六	一 五	一 三	一 三	一 二	一 二	一 二	一 三	一 三	一 三	一 三
九 五	九 八	一 〇	一 〇	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	八 九	四 四	二 五	一 四	一 一	一 一	一 四	一 四	一 四	一 六	四 四
二 〇	二 一	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	二 五	一 九	一 五	一 三	一 三	一 三	一 五	一 〇	七 九	九 五	四 八
九 五	九 五	九 四	九 二	八 三	七 四	七 二	六 六	六 二	四 八	四 一	四 一	四 一	四 一	四 一	四 一	四 一	四 一	四 一	四 一	四 一
五 二	四 六	四 六	五 〇	三 四	二 八	三 五	一 五	二 九	二 七	四 二	一 九	一 六	一 四	一 五	一 五	一 五	一 五	一 五	一 五	七 七

七五

三年卒業  
四年卒業  
簡易三年卒業  
三年卒業  
同  
同  
尋四卒業

西目村小學校兒童數及卒業者數調

明治一八	年次		男	兒	女	童	數	計	就學步合	尋卒業	高卒業	備	考
	八	四											

明治三十八年三月三十一日	明治四十二年十一月十五日	須藤三四郎
明治四十二年十一月十五日	大正七年九月三十日	伊藤善七
大正七年九月三十日	大正十年十月三日	須藤直次郎
大正十年十月三日	大正十二年三月三十一日	赤松敏範
大正十二年三月三十一日	大正十三年三月三十一日	村上龜男
大正十三年三月三十一日	(現職)	米山重助
(明治四十五年五月廢止)		
海士制小學校	退職年月日	氏名
就任年月日	退職年月日	
明治三十四年五月	明治三十七年二月	佐藤常太郎
明治三十七年三月	明治三十七年五月	莊司嘉市
明治三十七年五月	明治三十九年四月	阿部幸一郎
明治三十九年四月	明治四十五年五月	佐藤常太郎

七四

本校は大正八年二月四日の縣訓令第四號に據り、同九年創立されたのでありますが、其前身ともいふべき各部落の夜學會は、随分古くから行はれたもので、出戸青年夜學會の如きは明治三十一年十月一日の創立に係り、當時三十八名の會員を有し、金津教圓が教師となり、西光寺を會場に充て、後ち高橋平作宅を借り受け、次いで

西目農業補習學校

昭和	一	二	三	四	五	六	七
三二六	三四六	三六六	三六八	三五六	三七四	三二五	三二五
二七一	二六八	二八八	二八六	二九一	三一九	三三四	三三四
五九七	六一四	六五四	六五四	六四七	六九三	七三三	七三三
九九、五三	九九、五四	九八、九八	九九、五二	九九、六一	九九、四二	九九、七三	九九、七三
一〇一	八八	八五	九三	八二	八二	八二	八二
二五	一八	二八	二六	一七	一七	三〇	三〇

三十年前ニ比ベ、  
児童數 五、四、一倍  
教員數 五、〇、一倍

大正	四	四	四	四	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
一一六	一四六	一四五	一四三	二二八	二二〇	二四三	二三九	二五七	二七二	二六九	二八一	二八二	二九三	二九六	二五六	三一〇	三一〇	三一九
九七	一一四	一三三	一五二	二四五	二三七	二五六	二二九	二二一	二三六	二四〇	二六八	二八一	二八二	二八四	二七五	二九六	二九六	二八三
二一三	二六〇	二七八	二九五	四七三	四七八	四九九	四六八	四七八	五〇八	五〇九	五四九	五六三	五七五	五八〇	五三一	六〇六	六〇六	六〇二
九四、〇四	九六、三七	九六、一五	九八、六七	九八、一五	九八、〇九	九七、五六	九六、九六	九七、一三	九六、九四	九七、六九	九五、七四	九五、二九	九五、二九	九六、七〇	九七、八二	九八、五九	九八、五九	九八、五九
五	〇	一七	三七	四二	四二	四六	八一	五五	六四	五九	六五	七一	七三	七四	八六	九六	九六	八九
六	九	四	八	八	〇	八	一	八	一	五	二	一	一	一	一	二	二	一

尋四卒業ノ終リ  
義務教育六年トナリ卒  
業者ナシ  
尋六年卒業  
海士制尋常小學校合併  
二十年前ニ比ベ、  
児童數 三、二、二倍  
教員數 三、七、七倍



大正三年には獨逸會場を建築したものであります。  
 中澤青年夜學會も明治三十一年舊正月十七日岡田勝多郎等の  
 主唱に基いて創立したのであります。會員十八名、同氏宅を以て  
 會場に充てゝ來たのであります。同四十四年には、工費三百八  
 十七圓三十五錢を投じて二十三坪六合九勺の會場を新築したの  
 であります。

沼田、田高、鴻保、井岡、海士、剱等も早くは明治三十三、四年頃より夜  
 學會を開き、土地の學校教員を教師としたことは概ねその規を一  
 にして居りますが、たゞ鴻保は一寸他と趣を異にして、明治十六年  
 頃、一種の私塾的に鴻保、徳乘、齋藤、辰五郎等に就いて漢學の素讀  
 や俳諧作法等を習つて居つたやうであります。これも明治四十  
 二年からは會場を新築して、他の部落と同じく學校教師を頼むや  
 うになつたのであります。

晝間教授  
制施行

本校は大正十三年から晝間教授制といたし、女子部には裁縫專  
 修科を設けました。更に昭和二年には獨立校舎を新築いたしま  
 して、同四年には男子部に農業專修科を設けました。創立以來校  
 長は小學校長兼務であります。晝間教授になつてからの専任教  
 員の氏名は左の通りであります。

就職年月日	退職年月日	摘要	職	氏名
大正十三年五月十日	昭和三年三月三十一日	裁縫科	助教諭	和賀 すみ
大正十四年四月二十三日	昭和三年三月三十一日	農業科	助教諭	和賀 市藏
昭和三年三月三十一日	昭和四年三月三十一日	裁縫科	講師	渡邊 トミ
同 三年四月一日	昭和四年三月三十一日	農業科	助教諭	佐藤 茂藏
同 四年三月三十一日		同	教諭	佐藤 茂藏

西目農業補習學校就學歩合及卒業者數

年次	適齡者數		就學者數		就學歩合		卒業者數		女子專修科卒業
	男	女	男	女	男	女	男	女	
大正一三	一五三	七二	一一〇	五八	八八、八九	八〇、五六	二〇	七	
一四	一二八	七五	一一二	六四	八五、九三	八五、三三	三三	一五	
一五	六三	七九	五二	五八	八二、五四	七二、一五	二五	一〇	
昭和二	六二	七一	六二	五七	一〇〇、〇〇	八〇、二一	一九	九	一四
三	六一	八四	六一	四二	一〇〇、〇〇	六七、七四	二二	一八	一八
四	一一〇	五八	九二	三八	九〇、九一	六四、四四	一八	一五	
五	七〇	一一三	五九	九六	八四、二九	八四、六七	二七	一一	一〇
六	六三	一一二	六三	五九	一〇〇、〇〇	五二、二一	二九	二二	九
七	六〇	一〇四	五九	九六	九八、三三	九二、三一			

西目青年訓練所

西目青年訓練所は、大正十五年七月一日に設置されまして補習學校の生徒中十六歳以上の者をこれに編入したのであります。

青年訓練所の設備

普通學科の教員は小學校教員に囑託し、教練は在郷軍人を以て充て、主事は學校長として居るのであります。而して大正十五年十一月二十二日には蒲地中佐の査閲を受け、昭和三年九月十日には中村大佐、昭和五年九月十五日には副島中佐の査閲を受けたのであります。

この設備の主なるものを擧ぐれば下記の通りであります。

- 一、南部式訓練銃 三十六挺
- 一、三八式歩兵銃 四挺
- 一、三十年式歩兵銃 五挺
- 一、天幕 二十ヶ
- 一、飯盒水筒 五十ヶ
- 一、背囊 五十ヶ

青年訓練所生徒就學歩合及卒業者調

年 度	在 籍 數	就 學 者 數	就 學 歩 合	卒 業 者 數
大正十五年	一五五	八七	五八、七九	一八
昭和二年	一四八	八六	五六、一二	一六
三年	一六八	八〇	五八、一一	一二
四年	一七九	七八	四七、六二	一四
五年	一七四	八五	四三、五八	一九
六年	一七八	九九	四八、八五	一四
七年			五五、六二	

社會教育

青年團

社會教育の主なるものとして男女青年團、圖書館に就いて申上げることにし、他は後日の機會に譲ることに致します。  
 青年團は明治四十五年二月十八日各部落の青年會を統一して

青年團と  
其事業

西目青年團を組織し、七部落に支部を設け、本團は毎年二回常集會を開き、各支部には夜學會を開いて、修身、國語、算術、農業の諸科を教授して居つたのであります。その後幾多の變遷がございまして、現在に及んで居りますが、總ての仕事は學校職員が中心となつてやつて來たのであります。主なる事業を掲げますと左の通りであります。

明治四十五年二月十八日創立總會を開き團長今村基一、副團長伊藤善七就任す。

各部落に支部を設置し夜學會を設け二十歳以下の團員を入學せしむ同年沼田支部は補習教育普及方法宜しきを得たる廉を以て、由利郡長より表彰せらる。

大正二年鴻保支部、大正三年西目青年團、大正四年井岡支部、大正五年中澤支部何れも表彰せらる。

大正四年九月八日、佐々木孝一郎團長に就任す。  
 同年、立太子記念事業として基本財産を設置す。  
 大正七年十月、須藤直次郎、大正十年十月、赤松敏範、大正十二年四月村上龜男、副團長となる。  
 大正十年十和田湖畔開催の幹部講習に佐々木孝尙、大正十一年清橋民治を派遣す。  
 大正十三年御慶事記念事業として杉苗三千本を植栽す。  
 同年五月二日團長に岡田武敏、副團長に米山重助就任す。  
 大正十四年、中堅青年講習會を開催し、爾後毎年連續開催す。  
 昭和貳年六月、西目小學校新築記念郷土展覽會を開催す。  
 昭和三年十一月十日、團是制定、團旗樹立式を行ふ。  
 昭和四年、佐藤茂藏、佐々木藤園を愛知縣碧海郡に於て開催の中堅青年講習會に派遣す。  
 同年秋田縣知事より左の表彰を受け、金五拾圓を授與せらる。

表彰状

由利郡西目青年團

和衷協同克ク修養ニ励メ施設亦宜シキヲ得其ノ成績優良ナリ仍テ金五拾圓ヲ授與シ茲ニ之ヲ表彰ス

昭和四年二月十一日

秋田縣知事正五位勳四等 鮎 沼 巖

女子青年團

處女會の創立

大正六年二十五歳以下の女子を以て西目村處女會を組織し、一月六日創立總會を開き、會長に伊藤善七、副會長に相内さだ就任、専ら修養の機關として居りました。  
 大正八年五月須藤直次郎、大正十年十二月赤松敏範、十三年四月米山重助各當時の校長が會長となりました。  
 昭和二年四月女子青年團と改稱いたしました。

女子青年團と改稱

昭和三年十二月八日阿部キミ團長となりました。事務所を小學校内に置き、各部落に支部を設け、現在會員百三十名を有して居ります。

本團の目的及び主なる事業は左の通りであります。

#### 目的と事業

青年女子として精美を發揚し、將來立派な家庭を作り得るしつかりした母となる修養をなすこと。

1. 團員は親切第一に——日常生活の中に、集會、旅行等の時は特に
2. 身體に注意し、——運動會、遠足、衛生、講習會等
3. 徳操を進め——講話會、協議研究會、修養發表會
4. 勤儉力行——労働好愛會、貯金勵行
5. 智徳増進——講演會、講習會、巡回文庫、團報發刊、補習學校就學出席獎勵
6. 老人父母敬愛——善行者表彰、敬老會

7. 趣味向上——花壇手入、蔬菜栽培、宅地利用研究、唱歌練習、生花練習
8. 協同一致の心——共同作業、集會時間勵行

#### 實行申合事項

- 一、毎朝時間を定めて起き髪を結ぶ事
- 二、毎朝神棚と佛壇をきれいに掃除すること
- 三、人によべれたらすぐはつきり返辭すること
- 四、人に澁顔を見せない様に注意すること
- 五、すべて物を跨がぬ事
- 六、履物は脱ぎ場所を定めて置き常に揃へてある事
- 七、食物は好き嫌ひの無い様に修養すること
- 八、寝るときは必ず着物をたゝむこと
- 九、補習學校には缺席せぬこと

#### 實行申合事項

- 一、諸會合には時間を勵行すること

- 二、常に服装は質素を旨とし諸會合には綿服に限ること
- 三、自給自足の下駄緒を使用すること
- 四、間食の習慣をつけぬこと
- 五、毎月貯金をなすこと（餘暇を利用して収入の途を講ずる事）

西目圖書館

圖書館の前身西目文庫

明治四十四年六月二十五日私が五十餘冊の本を寄贈して西目文庫を創立したのでありますが、爾來年々村費から多少の經費を支出して圖書を購入し、各部落に巡回文庫を設けなどして専ら讀書趣味を涵養することに努め來たつたのでありますが、大正六年由利郡長から文庫經營その宜しきを得、成績見るべきものありとして表彰を受けました。

而して昭和三年八月二十二日には、公立圖書館たることを認可せらるゝと共に、金貳百圓の補助金を下附され、御即位記念事業と

公立圖書館の認可

して西目村立西目圖書館と改め、館長、司書を置き、小學校内の一室を専用して内容を充實いたしましたのであります。

昭和五年からは、「西目村報」を発行いたして居ります。現在の蔵書数は千三百三十一冊で、千五百三十三圓値であります。

村報の發行

兵 事

明治五年に徴兵令が布かれ、本村からも徴兵として出たのであります。が、今の兵營は昔は鎮臺と稱して仙臺に在り、青森に分營があつたのであります。本村から初めて近衛兵に徴された鷹島徳治などは、東京へ出るに石澤街道を横手に出で、平和街道を通つて仙臺に出で、仙臺から奥州街道を東京へ上つたものであります。それは明治二十一年で、今から四十五年前であります。

明治十年の西南戦役には、三浦末吉、森井仁平、齋藤利助の三名が

初めて徴兵された近衛兵

西南戦役従軍者

九〇  
從軍いたしました。そのうち森井仁平は負傷して年金を貰つた  
とのことであります。  
明治二十七年日清戦争の時には本村から左の諸君が出征いた  
しまして夫れく論功行賞に預つたのであります。

陸軍歩兵特務曹長

矢作友三郎

勳八等白色桐葉章 金五拾圓

同 一等軍曹

三浦直吉

勳八等瑞寶章 金五拾圓

近衛歩兵上等兵

鷹島徳治

歩兵一等卒

佐々木鶴吉

工兵一等卒

齋藤孫助

勳八等瑞寶章 金五拾圓

海軍一等水兵

鷹島菊松

同

鷹島喜惣兵衛

陸軍歩兵上等兵

佐々木久米吉

金參拾圓

陸軍歩兵一等卒

正木安次郎

同

三浦忠吉

同

鷹島長吉

同 輜重兵一等卒

竹内政吉

同 輜重輪卒

鷹島金造

金貳拾五圓

陸軍憲兵上等兵

佐々木斧太郎

臺灣にて病死

陸軍看護手

佐々木勇吉

又村長逸見勝四郎は戦役の功に依りて木杯壹個を賜はり凱旋  
の際に沼田圓通寺に於いて村主催の歓迎祝賀會を開きました。  
明治三十三年北清事變に際しては本村から左記二名が参加い  
たしました。

海軍水兵

三浦春吉

明治三十七、八年日露戦役には、本村から八十七名出征いたしまし  
て、戦死三名、病歿二名、功七級金鵄勳章を貰つたものが四名、勳七  
等旭日章一名、同瑞寶章二名、勳八等旭日章二十九名、同瑞寶章二十  
七名、単に一時賜金だけを受けたるもの十七名、特別賜金を受けた  
るもの五名で、その金額を示せば

勳章附隨賜金  
一時賜金  
特別賜金

四千六百三十圓  
七百十・五圓  
二百八十五圓

でありまして、出征しました人々の氏名は左の通りであります。

- 陸軍歩兵一等卒 池田鶴吉
- 陸軍歩兵一等卒 三浦忠吉
- 陸軍歩兵一等卒 正木安次郎
- 陸軍歩兵一等卒 佐々木國三郎
- 陸軍歩兵一等卒 今村亥子治
- 陸軍歩兵一等卒 齊藤作四郎
- 陸軍歩兵一等卒 佐々木松吉
- 陸軍歩兵一等卒 齊藤功吉
- 陸軍歩兵一等卒 三浦英太郎
- 陸軍歩兵一等卒 齊藤源次郎
- 陸軍歩兵一等卒 高橋秀七
- 陸軍歩兵一等卒 三浦春吉
- 陸軍歩兵一等卒 加川長作
- 陸軍歩兵一等卒 菅原與惣太
- 陸軍歩兵一等卒 佐々木勝治

揚子屯ニテ戦死  
同  
黒溝臺ニテ戦死

- 陸軍歩兵一等卒 池田鶴吉
- 陸軍歩兵一等卒 三浦忠吉
- 陸軍歩兵一等卒 正木安次郎
- 陸軍歩兵一等卒 佐々木國三郎
- 陸軍歩兵一等卒 今村亥子治
- 陸軍歩兵一等卒 齊藤作四郎
- 陸軍歩兵一等卒 佐々木松吉
- 陸軍歩兵一等卒 齊藤功吉
- 陸軍歩兵一等卒 三浦英太郎
- 陸軍歩兵一等卒 齊藤源次郎
- 陸軍歩兵一等卒 高橋秀七
- 陸軍歩兵一等卒 三浦春吉
- 陸軍歩兵一等卒 加川長作
- 陸軍歩兵一等卒 菅原與惣太
- 陸軍歩兵一等卒 佐々木勝治



同 同

九四  
阿部善治  
齊藤政治  
須田麻次郎  
鈴木芳太郎  
三浦平次郎  
正木定吉  
三浦留治  
佐々木福松  
釜臺五助  
清橋萬次郎  
正木桃治  
齋藤鶴松  
三浦利八郎  
佐藤政平  
三浦房太郎  
三浦仁造

同 同 同 陸軍 同 陸軍 同 陸軍 同 同 同 陸軍 同 同 同 同 同

九五  
池田運次郎  
柴田民三  
竹内林藏  
石塚巳之吉  
齋藤圭太郎  
森井岩吉  
佐藤保吉  
佐藤小之助  
三浦與吉  
柳橋萬平  
齊藤岩太郎  
武内留吉  
清橋喜右衛門  
岡田多助  
佐藤五郎兵衛  
渡邊文次郎

砲兵一等卒 勳八等  
工兵一等卒 勳八等  
步兵二等卒 勳八等  
步兵二等卒

奉天兵站病院ニテ戦死  
弘前豫備病院青森分院ニテ死亡

同 同 同 同 同 同 陸軍輜重輸卒  
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

三浦 甚之丞  
齊藤 榮吉  
加藤 久治  
佐藤 筆松  
佐藤 三郎兵衛  
齊藤 與四郎  
石塚 吉五郎  
佐々木 藤次郎  
齋藤 治三郎  
佐々木 倉治  
柳橋 佐吉  
鷹島 政治  
鷹島 長松  
佐々木 市之助  
倉町 勇吉  
釜臺 萬太

九七

同 同 同 陸軍輜重輸卒 勳八等  
陸軍騎兵二等卒  
陸軍砲兵二等卒  
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

佐々木 隆造  
高橋 秀太郎  
嵯峨 民五郎  
清橋 松吉  
竹内 一二  
佐々木 四方作  
鈴木 晋吉  
鈴木 常三  
佐々木 惣吉  
三浦 辨治  
池田 善吉  
池田 伊左治  
佐藤 善松  
三浦 圓次郎  
三浦 美代磨  
齋藤 榮太郎

九六

本村に於いては出征軍人救護會を組織し、家族の慰問救護と出征者の送迎等を致し、大に後援に努め、有志の寄附が三百十二圓に上つたのであります。而して村長逸見勝四郎は勳七等、助役今村基一は勳八等、収入役瀧保貞次郎、兵事主任三浦仁助は銀盃壹個を賜はりました。

明治三十九年五月二十七日濱山に於いて凱旋式を擧げて祝賀會を開き、大に出征軍人を慰勞歡待をしたのであります。大正三年乃至九年戰役には左の諸君が従軍いたしまして勳章及賜金を行賞されました。

同 同 同

九八

鷹島吉松

鷹藤福治

三浦忠亮

陸軍砲兵一等卒 勳七等 齋藤圭太郎  
同 勳八等 佐藤小之助

海軍一等機關兵	勳八等	佐々木甚之丞
海軍一等水兵	勳八等	佐々木喜代三
海軍三等兵曹	勳八等	鷹島金七
同	同	佐々木末五郎
同	同	伊庭金三
陸軍歩兵上等兵	勳八等	三浦源次郎
海軍一等機關兵	勳八等	今野小之助
同	同	今野惣一郎
同	同	池田八百吉
陸軍歩兵上等兵	勳八等	石塚吉二郎
陸軍歩兵上等兵	勳八等	高橋金作

昭和六年九月後滿洲事變の爲めに出征したる者並に在滿の軍隊の者及び守備隊として派遣せられたる者は現在左の通りであります。

陸軍航空兵曹長

今野政治

九九

陸軍歩兵軍曹	佐々木増三
陸軍歩兵上等兵	齋藤朝治
同	佐々木喜助
同	鈴木永一郎
同	佐々木作松
同	佐々木倉治
同	佐々木福治
同	釜蓋萬太郎
同	佐々木金太郎
同	藤田兼五郎
同	柳橋市五郎
海軍二等兵曹	今野政美
海軍一等水兵	齋藤朝次郎

尙昭和七年五月現在で以上の外在隊中のものが八名あります。現在の在郷軍人の数を挙げれば左の通りであります。

在郷軍人會

海軍	陸軍	種別	豫備役	後備役	補充兵	上		下		ノ	内
						將校	士	兵	卒		
三	三三			六三	一九	一	三	七	二一四	一	三

明治四十年十一月三日西目村在郷軍人會を組織し、西目小學校で發會式を挙げたのであります。當時團長は歩兵軍曹佐々木國三郎、副團長は今村亥子治で、翌四十二年一月二日私が團長となり、四十三年十一月三日帝國在郷軍人會が組織されて、全國の在郷軍人會を統制されましたので、その組織に基いて翌四十四年二月十日に帝國在郷軍人會西目村分會と改稱し、現在に至つて居ります。分會長は今日まで繼續して居りますが、副長は左の順序を経て現在に至つて居ります。

明治四十年十一月三日就任  
 大正五年十一月三日就任  
 大正八年七月八日就任現在  
 大正十二年三月増員就任現在

歩兵伍長 今村 亥子治  
 同 齋藤 作四郎  
 同 少尉 近藤 閑禪  
 砲兵少尉 岡田 武敏

尙ほ現在の會員數を擧ぐれば左の通りであります。

區別人員	將校		下士		兵卒		計
	陸軍	海軍	陸軍	海軍	陸軍	海軍	
	五	一	九	四	一五五	八	一六九
							一二

又會員中下士以上の氏名は次ぎの通りであります。

任官年月日 階級 氏名

大正九年三月二十九日 歩兵中尉 佐々木孝一郎  
 大正六年三月二十七日 歩兵少尉 近藤閑禪  
 大正九年三月三十日 歩兵少尉 佐々木孝重  
 大正十三年三月三十一日 砲兵少尉 岡田武敏

昭和三年三月三十一日 砲兵少尉 佐藤篤助  
 大正五年 歩兵曹長 今野資一郎  
 明治三十八年十二月十二日 歩兵軍曹 佐々木國三郎  
 大正九年十二月一日 工兵軍曹 今野勝治  
 昭和六年十一月一日 歩兵軍曹 佐々木伊一郎  
 明治三十八年十二月八日 歩兵伍長 齋藤作四郎  
 大正四年十月二十八日 歩兵伍長 齋藤政吉  
 大正十三年八月三十一日 三等看護長 金津善隨  
 昭和四年九月四日 歩兵伍長 齋藤幸一郎  
 昭和六年六月十日 歩兵伍長 清橋民治  
 大正十一年十一月十五日 三等兵曹 佐々木未五郎  
 大正十一年十一月十五日 三等兵曹 齋藤金七  
 昭和三年五月三十一日 三等兵曹 伊庭金三  
 昭和三年五月三十一日 三等兵曹 森井寅治

豫後備軍人の兵卒にして演習召集中成績優良のため昇進したる者及び適任證書を附與せられたる者は次ぎの通りであります。

大正十年七月二十一日	下士適任證附與	清橋民治
大正十四年九月二十四日	歩兵上等兵	柳橋金平
昭和二年七月二十四日	輜重兵上等兵	朝岡惣一
昭和二年八月二日	砲兵一等卒(補充兵)	加川久太郎
昭和二年八月二十九日	下士適任證附與	齋藤香吉
昭和三年八月十八日	歩兵上等兵	鷹島金四郎
昭和四年八月二日	騎兵上等兵	高橋幸一郎
昭和四年八月八日	下士適任證附與	渡邊健次
昭和六年八月八日	歩兵上等兵	齋藤市之助

本分會特殊の事業として施設したるものを擧ぐれば、明治四十二年一月に、西目村の有志は従軍記念碑の建設を企て、會員一同より金五十圓を寄贈し、又努力一切を擧げてその擧を翼賛し、私は委員長としてこれが完成に盡瘁いたしました。初め記念碑は金山に建設したのでありましたが、昭和四年八月に昭和公園に移轉し、兩度にて工事費凡六百圓、人夫千二十一人を要しました。

又大正七年一月本村出身の日露戦争戦死者中、墓碑の建つて居らない歩兵上等兵三浦英太郎、同齋藤淺吉、輜重輪卒佐藤三郎、兵衛三君の墓碑を建設いたしました。

大正七年には基本金の大募集をいたしまして、現在二千七十圓を有し、外に三十年式歩兵銃五挺、三八式四挺を所有して居ります。昭和七年には、勅諭下賜五十年記念事業として射撃場を設置する豫定であります。

本分會として賞詞を受けたるものは左の通りであります。

大正八年帝國在郷軍人會長寺内正毅閣下より模範分會として表彰されました。

大正三年、大正六年、大正十五年、昭和二年の四回、由利郡聯合分會劍術競技會に於て優勝旗を授與されました。

尚ほ分會を代表して、各種競技會に選士として出場せられたる

選士は左の通りであります。

氏名	聯合分會出場回数	支部出場回数	聯合支部出場回数
齊藤 音吉	二	三	一
加川 勘太郎	八	一	一
岡田 榮太郎	八	一	一
石藤 幸兵衛	五	一	一
高藤 吉次郎	六	一	一
高橋 勘七郎	六	一	一
齊藤 勘七郎	四	一	一
金津 善次郎	四	一	一
佐藤 直太郎	四	一	一
加賀 彌一助	三	一	一
齊藤 市之助	三	一	一
佐々木 竹太	三	一	一
齊藤 政三	二	一	一
鈴木 三郎	一	一	一
齊藤 善三	一	一	一
齊藤 格巳	一	一	一

衛生

大正十四年 今上陛下が、尙ほ攝政宮殿下に渡らせられた頃、東北行啓の砌り、十月十五日午後一時四分、西目驛を御通過遊ばされましたが、その際本村の在郷軍人三十四名が御警衛の任に當りました。

本村に於ける衛生状態は遺憾ながら不良でありまして、歴史的に傳染病蔓延の状況が現はれて居り、之が爲めに村の財政にも非常に困難を與へ、自治の發達を阻害したことが大なるものであります。今その大體を申し上げると、明治十九年八月より十一月に亘つて出戸及び海士剝に「コレラ」病が発生し、猖獗を極めたのであります。患者十五名、中十三名迄が死亡して居ります。當時防疫に非常な盡力された佐々木與左衛門(故人)の談を聴きました。

死んだ者は濱邊で火葬に附したさうで當時のことを知つて居る老人などは今でも身震ひをして居るのであります。明治二十六年一月には出戸に腸チブスが發生して患者十二名のうち四名の死亡者がありました。明治三十六年に隔離病舎を建てました。其工事費二千八百十六圓五十三錢であります。翌三十七年田高潟保に赤痢が發生しまして、公費を以て隔離病舎を開舎しましたが、経費は千八百圓を要しました。患者は二十八名あつて、内五名が死亡したのであります。三十八年にも同じく六名の赤痢患者がありまして、二名死亡しましたが、開舎はしませんでした。四十一年には井岡に又々腸チブス患者が二十一名發生しまして、内二名死亡いたしました。村費開舎の爲めに七百四十六圓を

費しました。四十三年には田高に赤痢が十九名、腸チブスが五名發生しまして、内三名死亡したのであります。村費開舎の爲め七百四十圓を費しました。四十三年には井岡沼田に赤痢が發生しまして、六十二名の患者中死亡は四名であります。村費は千四百八十五圓を費しました。四十四年には有名なる出戸赤痢の發生がありまして、村費四千三百六十七圓を費し、患者百四十九名の内十六名の死亡がありました。必要に迫られて火葬場を新設したのも、駐在所に電話を架設したのも實に此年であります。その後時々腸チブス患者などが見えますけれども、幸ひ大した蔓延を見ずに済んで居ります。



本村の醫師は昔は出戸の菅原惠源、鴻保の村山玄仙、中澤の岡田玄瑛等がありました。岡田の家は、代々醫者の家でありました。が、その後村に常住の醫師は居らなかつたのであります。明治四十四年の赤痢の大惨害に懲りて、翌四十五年度の豫算に村醫を招聘することを提案いたしました。が不幸にして容るゝ處とならず、大正二年の一月十一日漸く村醫を置くことの諮問案を可決し、由利郡長河野隆性の紹介に依つて長崎縣の江副龜一を招聘し、三月一日より年報酬三百六十圓を給して開業することにいたしましたのであります。而してこれが住宅として五百二十圓を村基本財産より支消して、本莊町より古家を買ひ、沼田の今の處に建てたのであります。大正六年の四月一日からは、現在の村醫鹿子澤陸義を招聘したのであります。

結 論

以上、西目村の歴史を調べまして、私の最も感じますことは、第一に西目村に生れたことの幸福であり、次ぎは先賢各位が郷土の爲めに盡力貢献せられたる事績に對する感謝の念であります。随つて我等は現在の西目村をしてより以上の發展をなさしめ、新文化を建設する事を子孫に對する義務であると信ずるのであります。依つて今後の我等の探るべき村治上の方針に就いて聊か卑見を述べて見たいと思ひます。

私は先賢各位の採られたる事について、毛頭不足を云ふのではないのであります。又言ふは易くして行ふ事は難く、當時の事情も判らず、彼れ是れ云ふ事は差控ゆべきでありますけれども、歴史の上から残念と思ひますことが三ツ程あるのであります。

第一は、貞享元祿の山争ひの前後處置であります。ピンガキより水落ちつたひ、クラカケ道に至り、マセ石千貫石を見通し、上坂の上まで本村の境なりとの主張に對し、仁賀保では荒田盗人石境なりと主張し、そこで公議では、鯨ヶ澤下り口の峯と天拜の峯カマガ淵大森見通しとして、所謂兩者の中間をとつて協定せられました。その裁決は必ずしも不當とは言へませんが、實地檢分に當つて所謂「下り口の峯」なるものを鯨ヶ澤に近くに下げたる事並に、鯨ヶ澤のカマガ淵を「釜ヶ淵」と「鎌ヶ淵」と同音であり、二ツあることを奇貨として、仁賀保に歩合のよき境をとられたのは、専ら中野の勇右衛門と檢使たる服部専右衛門との働きに依ることといはれて居りますが、これは甚だ遺憾のこととあります。

第二は、明治二十二年町村制實施に當つて、海士剝村を西目村に編入する場合に、少くとも子吉村から龍ヶ森、瀉端の田地、藤崎の入

會山等を割いて同時に西目村に編入しなければならぬことに氣が付いて、その手續をとらなかつたことも誠に遺憾であります。

第三は、地租改正當時官有地の調べが他町村に比較して少かつたといふことは、大に當時の先輩に敬意を表しなければなりません。その後明治三十二年の法律國有林野下戻法に基いて本村に縁故ある土地下戻の出願をなしたが、大森丈けが許可になり、他は全部詮議洩れとなり、後ち荒田、柳澤、上幅、蛇場見を一舉に拂下げたのであります。之れは適當の處置と思ひますが、慾を言へば、最初より海岸部に對しては下戻も拂下も出願せず、十分の努力を拂はなかつたやうに思はれるのは、今になつて甚だ遺憾であります。若しこれが出来て居つたならば、海岸通りの薪炭問題も、採草問題も解決せられ、新道下濱山には、廣大なる開墾地を得られたことと思ひます。併し幸ひ國有地であるから、將來は何んとかならない

ものでもないと思ひますから、此點に關してはお互不斷の努力を拂ふことが必要と思ひます。

次に現在の西目村にとつての重大問題は、年々増加する人口に對して、如何なる産業を起し、如何に生活の方針を確立するかであります。

先きに述べました通り、人口は明治二十二年の町村制實施當時に於ては、二千三百三十七人でありましたものが、現在では四千五百九十六人即ち約二倍に達して居ります。この膨脹する人口を將來どの程度まで西目村に收容出来るかと云ふと問題であり、而して唯一の産業の基本たる土地は疆域が定まつて擴張が出来ないのでありますから、問題はこれを如何に生産的に利用するかにあるのであります。幸ひに生産技術の進歩に依つて、田地に於ては、人口が殖えて従つて食料が増加したにも拘らず賣り米

は明治二十二年に比較し約三倍價額に於ては約九倍に達して居ります。山林も亦山の形を改める程の進歩をいたしました。一方亦衰微した産業も尠くないのであります。假令ば前に述べました沿海漁業の如き、或は家畜の如き、藁工品、藁草工品、大麥の如きはそれであり、そして生産總額は十七倍に過ぎないのであります。

然るに生活費は急激なる膨脹をなし、昨年大いに節約いたしました。猶二十倍に上りました。就中租税は驚くべき膨脹で、村税は五十七倍、縣税は九倍、國税は二倍に達し、平均しても十倍になるのであります。これには酒、煙草、織物、關稅等の間接税は加らないのであります。これ等を加算したならば、非常な負擔となるてあります。

以上は昭和六年との比較であります。明治二十二年頃は漸く

收支の權衡がとれて居つたといたしますれば昨今の生活の困難が想像さるゝのであります。しかも不況の程度は益々深刻になつて來てをりますので、現在では餘程の變化を來してをると思ひます。

最近の事實から云ひますと、五年前の昭和二年の所得に對して、昭和六年の村民所得は三割減でありまして、好況時代に貯蓄して居りました預金や貯金はほとんど拂戻を爲し、借金が急激に増加をなして居る有様であります。若しこのまゝで行きますならば、到底農村は立ち行かないことになりませう。此處に於てか新經濟策の確立に依つて生産を増加し、収入を増し、生活を改善して消費節約をなすことを考へなければならぬのであります。幸ひに昨昭和六年一ケ年間に於て村民の眞面目なる努力に依つて相當の効果を擧げて居ります。収入増加の方面は未だ著しき効果を

齎らして居らないけれども、併し非常に眞面目に進行して居ることだけは事實であり、これは成人講座の盛況を見ても分ります。消費節約に關しましては、略々豫定の効果を擧げ、村民一ケ年の生活費を十六萬四千四百五十三圓と豫定し、その内から四萬六百八十八圓を節約する豫定でありましたものが、實際に於て調査して見ました處三萬八千五百二十八圓の節約を見たのであります。而して私の直感的觀測によりますと、農村をしてジリジリに衰微せしむる原因を成すものは、第一は飲酒であり、第二は電燈料の支出であり、第三は汽車賃の支出であります。而して急速に農村經濟を破壊するものは、傳染病と火災とであります。依つて、これが對策を樹て、これを實行することは、焦眉の急務と信じます。農村の經濟上に於ても、自治體の經營上に於ても、出來得ぬことは兎も角出來ることに就いては大に研究せねばなりません。四

千の人口を收容し更に將來の膨脹に備へ生活を安定し文化を向上せしめんとせば、村民協力一致産業を根本的に建て直して収入の増加を計り更に進んでは少くも百町歩位の耕地の擴張を斷行せねばなりません。生活の改善に就いては電燈の公營等を實行して、石油時代位の經費にて間に合ふ様にすることが急務であると考へるのであります。

猶此のことに關しましては、嚮に「西目村新經濟政策」及「西目村生活改善實行方法」と題する二小冊子に於て卑見を述べて置きました。がそれは要するに道德を基調としたる新經濟政策の確立であり、その實行に外ならないのであります。

最後に一言したいことは、私は自治の大方針は、産業教育の併進換言すれば、道德と經濟との調和に在ることを信ずる者であります。従つて學校教育の方針も、勞作教育に重きを置き、之を家庭に

及ぼして成人教育を爲し、道德と經濟の調和に基く生活改善を計り度いと思ふのであります。

依つて、村民訓練の目標として、私は常に左の三項を主張して居るのであります。即ち

- 一、道德を基調とすること
- 二、勞働を尊重すること
- 三、一村の融和を計ること

以上、依つて、我が郷土の圓滿なる發達を計り度いのが私の切なる念願であります。

以上極めて雑駁ながら、我が西目村の過去及び現在に關する概略を述べ、更に將來に對する多少の暗示を與へ得たと思ひますが、不完全の點は他日又改訂する機會もありませう。誤謬に就いて御示教を仰ぐことが出來ますならば、望外の幸ひであります。

## 現如上人御休憩の趾

海士剝海岸一帯の地は、夏から秋へかけて一面に月見草が咲き  
 亂れて居ります。土地の人々は、多年見馴れて居るから、左程にも  
 思はないやうであります。彼處を通りかゝる旅人は、いづれも眼  
 を見張つて賛歎の聲を放つのであります。

お月森の下、その咲き亂れた月見草の原に、小さな丘があつて、其  
 處に柵を繞らした自然石があり、時折り香華の手向けてあるのを  
 見るのは何とも言へぬ風情であります。これが現如上人御休憩  
 の趾であります。

明治三年六月、東本願寺の新門主現如上人が、畏くも勅命を奉  
 じて北海道布教開拓の途に就かれました際、途中秋田縣に入られ

ましたが、當時佐竹藩では事情あつて城下に入ることを許さなか  
 ったので、己むなく本莊町の古雪港から折柄碇泊中であつた加賀  
 の商船に便乗せられ、海路津輕に渡られることとなりました。そ  
 れは六月十二日のことであります。

これより先き、同月五日、上人が酒田から本莊に赴かれる途中、海  
 士剝を通過せられ、彼處に少憩されて、親しく村人に御會釋を賜つ  
 たさうであります。丘の側には、清水が湧いて居つたといふこと  
 です。

上人時に御齡十九歳、白一文字の法笠を戴き、小豆色の法衣に木  
 蘭色のお袈裟を召され、數十條の絲の如く束ねた紐を御頸から胸  
 部へ懸けて垂れ、純白の御下衣に白足袋、白緒の草履といふお扮装  
 で、供奉の方々は、家老職の下間部卿法眼宇野三右衛門松野逝水外  
 二十九名、いづれも陣笠を戴き、紋羽織を着けて居つたさうであり

ますから、今日から回想しましても、宛然一幅の畫圖を見るの感があるではありませんか。

その際、上人には、寄り集うた村人に對して、有り難き法の道を説かれた後、左の國風一首を詠まれたといふことであります。

信ぜずばとてもものにそしるべし

よごれぬものは洗はれもせず

御優しい中にも、凜とした御風格が偲ばれて、村人が今尚ほお慕ひ申すのも故あることと思はれます。

獅子舞

獅子舞は餘程古くから行はれたもののやうであります。言傳へに據れば、天明の頃、齋藤小右衛門、岡田金十郎、兩家の主人が、直根村百宅から傳授を受けたものだといふことで、今日では中澤部落

に主として行はれて居ります。

獅子舞は神樂の一種であることは申す迄もありませんが、同時に又所謂民衆娛樂でもあつて、祭典の時、拜殿で舞ひを上げ、それが済んでから、娛樂的な舞ひになるのであります。

舞の順序は、大體次ぎのやうであります。(一)神前舞(二)爺舞(三)三番叟(四)幸番樂(五)鶏舞(六)武士舞(七)道戲舞などで、近年は流行唄などを取入れて、改良と言へば改良だが、昔の型は段々崩れて行くやうであります。

獅子舞の囃しは、太鼓、笛、鉦などで、仲々賑やかなものであります。又その囃歌は、澤山ありますが、左に二三を記します。

獅子の子は生れ落つると頭ふる頭の神生れ落つると生れ落つるとやア

迷ひ来て此の家お庭にふり込めば黄金のつるが足にからまる、足にからまる、やア

春は花夏はたちばな秋は菊今さく花ゆりの花山、ゆりの花山、やア

## 編後に

「西目村の話」前後兩篇(三部)を公にする趣旨に就いては、前篇の巻頭に述べて置いたから茲には繰返さぬ。

後篇(二部)の内容たる明治維新後は人文の發達に伴ひ、諸般の事項が複雑多端になつて居るから煩瑣を避ける爲めに、大體之を「行政」、「産業」、「教育」の三大部門に分ち更に之を各數項に分類して記述の簡明に力めた。内容の性質上前篇の如く興味多き筆を進めることは出来なかつたが、能ふ限り自由に互に膝を交へて語る心持ちだけは失はなかつたつもりである。後篇を更に分册したのも、一つは頁數が多い爲めに、讀者をして一見倦厭の情を懐かしむることを慮れたからである。

前後兩篇相俟つて、我等の郷土西目村に關する知識と愛郷心と

を深からしめ先人の遺績に對する感謝の念に發足して將來の郷土發展に努力する奮發心を誘起することが出来るならば、著者の満足之に過ぎない。

尙ほ前篇上梓後自ら新に資料を發見したのものもあり他から懇篤なる示教を賜つたものもある。更に又過分なる褒辭をも辱うした。これは著者にとつて洵に愉快でもあり、且つ感激に禁へないことである。

元來著者が淺學不敏を顧みずして敢て此舉に出でたのは「乞ふより始めよ」の微意に外ならない。斯くして江湖博識の高教に依り、「西目村誌」の完成を他日に期することが出来るならば、嘗に著者一人の本懐至幸のみではないと思ふ。

昭和七年七月

## 著者識



正誤

前篇第九十四頁、後から二行目、本願寺十二世教和とあるのは教如の誤り、又同第九十七頁前から五行目西光寺出火の際とあるのは類焼の際の誤り、同第百頁前から六行目「家で賣れば五文だんよ」とあるは「五文の蟹かによ」の各誤りでありますから、茲に訂正して置きます。

西目村の話 後篇 (完)

昭和七年七月廿七日 印刷  
昭和七年七月三十日 發行

著作  
所有

著者 佐々木孝一郎  
秋田縣由利郡西目村  
發行者 岡田武敏

發行所 秋田縣由利郡西目村沼田字敷森五十二番地  
西目村役場

東京・正文堂・印

終

